

「川崎市における動物行政の方向性と動物愛護センターのあり方（案）」の策定について

1 策定の背景、経緯

少子高齢化や世帯人数の減少など社会情勢の変化に伴い、家族の一員として動物を飼養する家庭が増加する一方で、不適正な飼養管理に伴う近隣への迷惑行為など、さまざまな問題が発生しており、動物行政の更なる推進が求められています。

昭和 48 年 7 月 「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」の制定

昭和 49 年 9 月 「川崎市飼い犬管理センター」の開設（現在の動物愛護センター）

平成 22 年 6 月 「川崎市動物愛護センター建設に関する請願」が市議会で採択

平成 25 年 9 月 「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正に伴い、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」等の一部改正

2 検討経過

(1) 動物愛護センターの庁内あり方検討委員会

ア 平成 22 年 6 月から平成 23 年 3 月

検討内容・・・動物愛護センターの今後のあり方について

イ 平成 24 年 6 月～

検討内容・・・川崎市の動物愛護行政の方向性について

(2) 動物愛護センター懇談会（外部有識者会議）

平成 24 年 11 月から平成 25 年 3 月

委員構成・・・青木人志（一橋大学教授）、竹原秀行（川崎市獣医師会会長）

東海林克彦（東洋大学教授）、山口千津子（日本動物福祉協会）

森茂樹（動物愛護ボランティア）

検討内容・・・動物愛護センターの再編整備に向けた施設のあり方について

検討結果・・・「動物愛護センター懇談会報告書」の作成

(3) その他

平成 24 年 7 月・・・動物に係る市民アンケート実施

3 パブリックコメント

平成 25 年 11 月 26 日（火）～12 月 26 日（木）（31 日間）

4 今後について

今後、パブリックコメントの結果を踏まえ「川崎市における動物行政の方向性と動物愛護センターのあり方」を策定した後、用地等の検討を早急に進め、再編整備基本計画を作成していく予定です。

川崎市における動物行政の方向性と
動物愛護センターのあり方（案）

平成 25 年 11 月

川崎市

| | |
|-----------|---|
| はじめに..... | 1 |
|-----------|---|

| | |
|----------------------------------|----------|
| 序章 近年の動物行政を取り巻く環境変化 | 2 |
|----------------------------------|----------|

| | |
|---------------------------------------|---|
| 1 動物愛護管理法の改正等 | 2 |
| (1) 平成 23 年政省令改正（平成 24 年 6 月施行） | 2 |
| (2) 平成 24 年法改正（平成 25 年 9 月施行） | 2 |
| (3) 平成 25 年条例改正（平成 25 年 9 月施行） | 3 |
| (4) 動物愛護管理基本指針の改正（平成 25 年 8 月） | 3 |
| 2 災害対応 | 3 |
| 3 感染症対策等 | 4 |
| 4 その他 | 4 |
| (1) 自治体等の収容施設 | 4 |
| (2) 環境保全施設整備費補助金等への対応 | 5 |

| | |
|---|----------|
| 第 1 章 川崎市の動物行政に係る法令の執行状況等と課題 | 6 |
|---|----------|

| | |
|--|----|
| 1 狂犬病予防法 | 7 |
| 2 動物愛護管理法と動物愛護管理条例 | 8 |
| (1) 動物愛護に関する普及啓発 | 8 |
| (2) 動物の適正飼養に関する普及啓発 | 9 |
| ア 動物の引取り数の削減に向けた取組 | 9 |
| イ 負傷動物の収容数の削減に向けた取組 | 10 |
| ウ 放浪犬の捕獲・収容 | 10 |
| エ 動物に関する苦情相談と指導 | 10 |
| (3) 動物愛護団体と連携した収容動物の殺処分数削減に向けた取組 | 11 |
| (4) 動物取扱業及び特定動物の規制強化 | 12 |
| 3 鳥獣保護法等 | 13 |
| (1) 鳥獣保護法関係 | 13 |
| ア 野生鳥獣の捕獲許可等 | 13 |
| イ 移入動物捕獲支援 | 14 |
| ウ 神奈川県アライグマ防除実施計画 | 14 |
| (2) 動物由来感染症関係 | 15 |
| 4 災害への備え | 15 |
| 5 市民の動物行政に対する意向 | 16 |

第2章 動物愛護センターの現状と課題 17

| | |
|---------------------------------|----|
| 1 動物愛護センターの状況 17 | 17 |
| (1) 動物愛護センターの所在地等 17 | 17 |
| (2) 動物愛護センターの出動の状況等 18 | 18 |
| 2 市民の動物愛護センターへの要望事項 19 | 19 |
| 3 動物愛護センターの課題と再編整備の必要性 20 | 20 |
| (1) 施設の狭あい化 20 | 20 |
| (2) 施設の老朽化 20 | 20 |

第3章 今後の動物行政の方向性と動物愛護センター 21

| | |
|--|----|
| 1 今後の動物行政の視点 22 | 22 |
| (1) 動物に係る多様な個人・団体等との連携・協働による取組の推進 22 | 22 |
| (2) 飼い主等への終生飼養の推進と行政によるサポートの充実 22 | 22 |
| (3) 動物に係る危機管理対策の推進 22 | 22 |
| 2 今後の動物行政の方向性と取組 23 | 23 |
| (1) 動物愛護の普及啓発の推進 22 | 22 |
| ア 学校・地域・家庭等での普及啓発 23 | 23 |
| イ ボランティア等の活動支援 24 | 24 |
| (2) 動物の適正管理の推進 25 | 25 |
| ア 動物の適正飼養指導 25 | 25 |
| イ 動物の収容・返還・譲渡 26 | 26 |
| ウ 遺棄・虐待の防止 26 | 26 |
| エ 所有明示 26 | 26 |
| オ 動物取扱業の適正化 26 | 26 |
| カ 特定動物の適正管理 27 | 27 |
| キ 野生動物に係る助言指導 27 | 27 |
| (3) 動物由来感染症対策 27 | 27 |
| ア 狂犬病予防対策 27 | 27 |
| イ 高病原性鳥インフルエンザ対策 27 | 27 |
| (4) 災害対策の推進 28 | 28 |
| ア 災害時の動物救護対策 28 | 28 |
| イ 救護場所等の確保 28 | 28 |
| ウ 備蓄物品の確保 29 | 29 |
| エ 飼い主への普及啓発 29 | 29 |

第4章 動物愛護センター再編整備のあり方 30

| | |
|--|----|
| 1 動物愛護センターの目的等 | 31 |
| (1) 動物愛護センターの目的 | 31 |
| (2) 動物愛護センターの対象 | 31 |
| ア 取り扱う動物 | 31 |
| イ 利用対象者 | 31 |
| (3) 施設整備の基本的な方向性 | 32 |
| ア 市民が親しみやすい施設とすること | 32 |
| イ 周辺的生活環境と調和する、環境にやさしい施設とすること | 32 |
| ウ 参加・協働による取組を推進する施設として整備すること | 32 |
| エ 市内の他の動物関係施設に対する先導的な施設として整備すること | 32 |
| オ 災害時等にも適切な対応ができる施設として整備すること | 32 |
| 2 動物愛護センターの主な機能 | 33 |
| (1) 動物に係る情報発信の拠点 | 33 |
| (2) 動物の適正管理の拠点 | 33 |
| (3) 動物由来感染症対策の拠点 | 34 |
| (4) 災害時対応の拠点 | 34 |
| (5) 多様な主体との協働による取組の拠点 | 34 |
| 3 立地の条件・施設規模 | 34 |
| 4 多様な主体との連携 | 35 |
| (1) 獣医師会 | 35 |
| (2) 動物病院 | 35 |
| (3) 動物関連企業 | 35 |
| (4) ボランティア・動物愛護団体 | 35 |
| (5) 夢見ヶ崎動物公園 | 36 |
| (6) 区役所 | 36 |
| 5 運営 | 36 |

はじめに

少子高齢化や世帯人数の減少などの社会情勢の変化に伴い、家族の一員として動物を飼養する家庭が増加する一方で、動物の飼養を安易に考える人も増加しており、結果として、動物の遺棄や虐待、不適正な飼養管理に伴う近隣への迷惑行為など、さまざまな問題が発生しています。

こうした状況の中で、動物の飼い主等が飼養に係る適切な知識や責任の自覚を有することは当然のこととして、動物愛護思想の普及を図り、市民一人ひとりが動物への正しい知識や理解を深め、人と動物とのより良い関係づくりを進めることで、人と動物の共生する地域社会の実現をめざしていくことが求められています。

本市は、他都市に先駆けて、昭和48年に動物愛護を基本理念とした「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」（昭和48年7月3日条例第32号）、通称「ワンワン条例」を制定し、条例の目的である動物愛護の気風を高める実践的な推進施設として、昭和49年に「川崎市飼い犬管理センター」を開設し、先進的に動物行政に取り組んできました。

その後、市民の間に動物愛護の気風の高揚や、動物による迷惑の防止が求められるようになり、こうした変化にあわせ、昭和55年には施設名称を「川崎市動物管理センター」に、平成9年には「川崎市動物愛護センター（以下、「動物愛護センター」という。）」に改め、平成12年には新たに「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例（以下、「動物愛護管理条例」という。）」（平成12年3月24日条例第21号）を制定し、動物行政を推進してきました。

このように、動物行政の方向性が変化する中、動物愛護センターに求められる機能は、「犬猫の収容・返還・処分施設」から「動物愛護と適正な取り扱いに関する普及啓発の拠点施設」へと変化しつつありますが、建物設備の老朽化・狭あい化等により、十分にその役割を発揮しがたい状況となっています。また、動物愛護に対する市民意識の高まりの中、動物愛護の普及啓発の一層の推進とあわせ、収容された動物の飼養に良好な環境を確保することが求められています。

さらに、平成24年には、動物取扱業の適正化や、動物の適正な飼養や保管のため、動物の飼い主等の終生飼養の努力義務等を規定した「動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という。）」の改正法（以下、「改正動物愛護管理法」という。）が成立し、平成25年9月施行となりました。

こうした経過とともに、「川崎市動物愛護センター庁内あり方検討委員会報告書」（平成23年3月）や、「動物愛護センターにおける課題と施策の方向性について」（平成24年5月）などの庁内検討を踏まえ、今後求められる動物行政と動物愛護センターの基本的な方向性を示す「川崎市における動物行政の方向性と動物愛護センターのあり方（以下、「あり方」という。）」を定めました。

あり方は、川崎市において進めるべき動物行政の方向性を示し、また施策を推進するための中核施設となる動物愛護センターの主要機能や事業、設備等の具体的整備内容を検討するための方針となるものであり、今後、本あり方に基づき、動物行政の推進と、動物愛護センターの再編整備に取り組んでいきます。

序章 近年の動物行政を取り巻く環境変化

動物行政を取り巻く環境はここ数年、大きな変化に直面しています。

動物行政を規定する主要な法律である動物愛護管理法については、平成17年の法改正時の附則に「政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とされ、中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会の審議を経て、政省令等が改正され、平成24年6月から犬及び猫の夜間展示が禁止されました。

この改正にあたっては、平成23年7月に行われた「動物取扱業の適正化について（案）」に係るパブリックコメントでは12万超の意見が寄せられており、国民が動物愛護に対して非常に高い関心を持っていることが窺われます。

また、平成25年9月には、動物の愛護及び管理のより一層の推進を図るため改正された動物愛護管理法が施行となりました。

一方、地震と津波で未曾有の被害をもたらした東日本大震災では、被災動物への対応など、動物行政のあり方についても、さまざまな課題が提起されました。

1 動物愛護管理法の改正等

(1) 平成23年政省令改正（平成24年6月施行）

平成23年政省令の主な改正内容は次のとおりで、動物取扱業に対する規制の強化が図られました。

- 販売業者、貸出業者及び展示業者による犬及び猫の午後8時から午前8時までの展示の禁止
- 動物取扱業について、新たに競りあわせん業や譲受飼養業を追加 など

(2) 平成24年法改正（平成25年9月施行）

改正動物愛護管理法の主な内容は次のとおりで、動物取扱業の適正化、飼い主等に対する終生飼養等の努力義務の追加などの他、都道府県等に対する殺処分がなくなることを目指した努力義務規定が追加されました。

- 現行の動物取扱業者を第一種動物取扱業者とし、第一種動物取扱業者のうち、犬猫等販売業者について、犬猫等健康安全計画の策定、販売が困難になった犬猫等の終生飼養の確保、繁殖業者による幼齢犬等（出生後56日を経過しないもの）の販売及び展示を禁止
- 動物愛護団体など、飼養施設を設置して動物の譲渡等を業として行う者を第二種動物取扱業として位置づけ、届出制を義務付け
- 動物の飼い主等への終生飼養の責務の追加
- 都道府県の策定する動物愛護管理推進計画への「災害時における動物の適正飼養及び

保管を図るための施策に関する事項」の追加

- 都道府県に対して、殺処分がなくなることを目指して、引き取った犬又は猫について飼い主への返還又は飼い主への譲渡に関する努力義務規定が追加
- 都道府県等は、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合、終生飼養の趣旨に照らして相当でないとき、引取りを拒否できることを規定
- 改正動物愛護管理法附則で、マイクロチップの装着を義務付ける方向で検討を加えていくことを明記

(3) 平成 25 年条例改正（平成 25 年 9 月施行）

改正動物愛護管理法に伴う所要の整備を行うとともに、本市動物行政の課題を踏まえ動物の愛護と適正飼養をより一層推進するため、以下のような独自規定を設けました。

- 動物の逸走防止対策、感染症予防、災害対策、飼い猫の屋内飼養など飼い主の努力義務の追加
- 動物の健康及び安全の保持、飼育環境の確保について市長が勧告及び措置命令を行うことができる規定の追加
- 動物の終生飼養を推進するため、法令の規定に加え、市が引取りを拒否できる要件の追加
- 動物に係る調査や保護を迅速に実施するため、動物愛護指導員の立入検査の範囲の拡大

(4) 動物愛護管理基本指針の改正（平成 25 年 8 月）

改正動物愛護管理法に基づき改正された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（平成18年10月31日環境省告示第140号）には、殺処分率の減少に向けた更なる取組の必要性、飼い主のいない猫を生み出さないための取組の推進、所有明示の実施率の更なる向上を図ることなどが示されました。

また、災害時対策として、所有者の責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理、放浪動物の救護等、地域の実情や災害の種類に応じた対策を適切に行うこととされました。

2 災害対応

東日本大震災では、犬・猫をはじめ、多くの動物が被災し、こうした被災動物の対応について、放浪犬等や負傷動物の収容場所、避難所での人との同行避難の可否、必要物資の確保など、さまざまな課題が提起されました。

○ 放浪犬や負傷動物等の収容場所

飼い主からの引取りや、放浪犬等については、各自治体により、動物愛護センターや区役所において収容などが行われましたが、対象頭数も多く、被災していない他自治体の動物愛護センターや、臨時のシェルターでの収容なども実施されました。

○ 同行避難の可否

避難所に同行避難している動物については、環境省等から避難所にケージの提供が行われ、人と動物を区分した上で、飼い主の責任で世話が行われました。ただし、避難所において動物の受け入れを認めていない場合などは、臨時に開設された動物救護センター等での一時預かりが必要となりました。

○ 被災動物の保護

福島第一原子力発電所周囲の警戒区域内に取り残された犬や猫を保護するため、保護活動などが行われました。

○ 動物愛護団体やボランティアとの連携・協働

被災動物の保護などには多くの動物愛護団体やボランティアが参加して行われ、災害時の動物愛護団体などとの連携・協働のあり方について課題が提起されました。

○ 必要物資の確保

環境省から避難場所などで用いるケージやテントなどが提供されるとともに、公益社団法人日本動物愛護協会などが「緊急災害時動物救援本部」を立ち上げ、被災地へのペットフードの発送等を行いました。発災直後に必要となる物資の確保の点で課題を提起しました。

3 感染症対策等

東南アジアなどを中心に、家禽類の間でH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザが発生し、このウイルスがヒトに感染し、死亡する例が報告されており、このような高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）のウイルスがヒトからヒトへ効率よく感染する能力を獲得し、病原性の高い新型インフルエンザが発生することが懸念されています。

平成25年7月に、台湾で52年ぶりに狂犬病に感染した野生動物（イタチアナグマ）が確認され、9月には台湾において狂犬病に感染し発症した飼い犬も確認されました。狂犬病は今も世界の多くの国で発生しています。

4 その他

その他、国における自治体の収容施設のあり方に関する検討なども注視しながら、具体的な検討を進めていく必要があります。

（1）自治体等の収容施設

中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会の「動物愛護管理のあり方検討報告書」（平成23年12月）では、自治体等の収容施設について、次のとおり記述しており、指針等に係る検討動向を十分踏まえながら取組を進めていく必要があります。

動物愛護管理のあり方検討報告書(抄)

平成 23 年 12 月
中央環境審議会動物愛護部会
動物愛護管理のあり方検討小委員会

5. 自治体等の収容施設

自治体は一般の飼い主や動物取扱業者への指導を行っている立場であることにかんがみ、自治体が運営する動物収容施設については、その施設や管理に係る具体的基準を、指針のような形で示すことにより、各種収容動物に対して適切な飼養管理を行うよう促すべきである。なお、指針の策定に当たっては、収容直後の一時的な留め置きから譲渡先等を探す間の長期的な収容まで、目的によって期間や収容状況が様々であることや、自治体における財政事情についても考慮する必要がある。

犬や猫の収容施設における設備や業務等の一般国民への公開の範囲や方法は、現在も各自治体のルールに基づいて行われているところであり、引き続き全国一律の基準ではなく、自治体毎の判断に基づいて的確に実施されるべきである。

施設内で実施される殺処分の方法については、殺処分される動物の肉体的・精神的苦痛を軽減する観点から、処分数の多寡や各個体の特性等に応じて、科学技術の進展も踏まえつつ適切な手法を使い分ける必要がある一方で、確保できる人員や財政等の事情や実施職員の精神的負担の低減や安全確保についても配慮する必要がある。適切な殺処分の具体的な手法に係る基準については、最新の科学的な知見を踏まえて社団法人日本獣医師会等の専門的機関において示されることが望ましい。

犬や猫の引取りについては、安易な引取りを防止するために、現在でも飼い主に対する説得がなされているところであり、条例等の状況にもかんがみ、制度上も終生飼養の責務に照らして引取りを求める特段の事情がないと認められる等の一定の場合には引き取らないことができるようにすべきであるとの意見があった。また、殺処分数の減少のためには引取りの後に自治体が行う返還や譲渡等も重要であり、特に所有者不明の犬や猫について所有者確認を行った上で必要な措置を実施することが有効であることから、これらのプロセスについても検討すべきである。

なお、犬や猫の収容施設の改善や譲渡活動の推進については民間団体との連携を進めるべきとの意見があった。

(2) 環境保全施設整備費補助金等への対応

動物愛護センター等の建設費用については、環境省の「環境保全施設整備費補助」等の国庫補助を有効に活用していきます。

また、動物行政を推進するための寄付金に係る基金の創設と活用などについても検討を進めていきます。

第1章 川崎市の動物行政に係る法令の執行状況等と課題

動物行政に関する法令としては、「狂犬病予防法」、「動物愛護管理法」、「動物愛護管理条例」、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護法」という。）」があり、企画調整業務を健康福祉局健康安全部生活衛生課（以下、「生活衛生課」という。）で所管しています。

また、法令に基づく具体的な業務の執行については、生活衛生課、動物愛護センターや各区区役所が連携しつつ、適切な役割分担を行いながら、必要に応じて、動物病院等の協力を得て、取組を進めています。具体的な役割分担は図表1-0-1のとおりです。

図表 1-0-1 関係機関の主な役割

| | | 健康福祉局 生活衛生課 | 動物愛護センター | 区役所 |
|-------------|-------------|----------------|----------|-----|
| 狂犬病 予防法 | 企画調整 | ○ | | |
| | 畜犬原簿管理 | | | ○ |
| | 鑑札済票交付 | | ○ | ○ |
| | 飼い主指導 | | ○ | ○ |
| | 普及啓発 | ○ | ○ | ○ |
| 動物愛護 管理法 | 企画調整 | ○ | ○ | |
| | 犬の捕獲 | | ○ | ○ |
| | 動物の引取り、保護 | | ○ | ○ |
| | 動物の収容、返還、譲渡 | | ○ | |
| | 動物に係る苦情相談 | | ○ | ○ |
| | 飼い主指導 | | ○ | ○ |
| | 動物取扱業の適正化 | | | ○ |
| | 特定動物の適正管理 | ○ | ○ | ○ |
| | 普及啓発 | ○ | ○ | ○ |
| 鳥獣保 護法 | 企画調整 | ○ | ○ | |
| | 鳥獣の捕獲・飼養の許可 | | ○ | |
| | 移入有害鳥獣捕獲支援 | | ○ | |
| | 鳥インフルエンザ検査 | | ○ | |
| | 普及啓発 | ○ | ○ | ○ |

1 狂犬病予防法

狂犬病予防法は、「狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ること」を目的としています。

本法は、生後91日以上の子犬の所有者に、その犬の所在地を管轄する市町村長に犬の登録を申請し、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせることを義務付けています。市町村長は、登録の申請があったときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付し、予防注射を受けたときは注射済票を交付することとしています。また、都道府県（政令市を含む。）は犬の抑留所を設け、登録あるいは予防注射を受けていない犬があると認めたときは、その犬を抑留しなければならないとしています。本市では、動物愛護センターを、この抑留施設として位置づけています。

図表1-1-1のとおり、本市における平成24年度の犬の登録頭数は61,504頭であり、平成18年度比では、約28%増えるなど、年々増加傾向にある一方で、狂犬病予防注射率は73.7%で年々低下しています。この原因としては、国内では犬の狂犬病が昭和32年以降発生していないことにより、市民の狂犬病への関心が薄れていることや、屋内で飼養している犬には予防注射の必要がないと考える飼い主がいることなどが考えられます。

図表 1-1-1 犬の登録頭数と狂犬病予防注射数の推移

| 年度 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 登録頭数 | 48,171 | 51,406 | 54,401 | 56,562 | 58,607 | 60,350 | 61,504 |
| 注射頭数 | 39,479 | 41,823 | 43,039 | 43,901 | 44,763 | 45,406 | 45,380 |
| 注射率(%) | 81.9 | 81.3 | 79.1 | 77.6 | 76.3 | 75.2 | 73.7 |

こうした中、これまで各区役所で行っていた鑑札・注射済票の交付について、飼い主の利便性を向上させ、未登録・未注射犬の削減を図るため、平成19年度から社団法人（現公益社団法人）川崎市獣医師会（以下「獣医師会」という。）の会員動物病院でも交付できるよう、業務委託を行っています。

日本では、現在、国内での感染による狂犬病の発生は、人間にも動物にも認められていませんが、日本の周辺国を含む世界の多くの地域で依然として発生しており、毎年5万人以上が死亡しています。平成18年には海外で犬に咬まれた人が帰国後、狂犬病を発症・死亡する事例が発生しています。また、平成25年には台湾でイタチアナグマや飼い犬に狂犬病の感染が確認されており、海外から侵入するリスクが高く、そのまん延を防止するために、犬の飼い主一人ひとりが狂犬病に関して正しい知識を持ち、飼い犬の登録と予防注射を確実にすることが重要です。このため、関係機関・団体等と連携を図り、狂犬病に関する正しい知識の普及啓発、犬の登録と狂犬病予防注射に関する義務や飼い犬への犬の鑑札

と注射済票の装着に関する義務の周知が必要です。

2 動物愛護管理法と動物愛護管理条例

動物愛護管理法は、「この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ること」を目的とし、その基本原則では、「人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない」と規定しています。また、動物の所有者・占有者の責務や動物の遺棄・虐待に対する罰則も規定されています。また、政令市や中核市を含めた都道府県等について、動物愛護及び適正飼養の普及啓発や犬猫の引取り、負傷動物の保護等を行うことを規定しています。

あわせて、都道府県に「動物愛護管理推進計画」の策定を義務付けており、神奈川県では、平成20年3月に、核家族化の進行、飼養動物の伴侶化などの現状を踏まえ、飼い主、事業者、地域の住民、行政など、動物に関わるすべての人々により、メインテーマである「人と動物の調和のとれた共生社会」の実現に向けて、動物愛護管理行政を独自に推進している横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市及び藤沢市の5市と、県とが中心となって取り組む計画として「神奈川県動物愛護管理推進計画」が策定され、平成26年3月に改定されます。

また、動物愛護管理条例は、「動物の健康及び安全の保持について必要な措置を講じ、市民の間に動物愛護の気風を高めるとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ること」を目的としており、犬の係留義務など、飼い主の遵守事項とともに、野犬等の収容などについて規定しています。

なお、先述のとおり、平成25年9月には、改正動物愛護管理法及び改正動物愛護管理条例が施行され、今後は、これらに基づき動物愛護施策を一層推進していく必要があります。

(1) 動物愛護に関する普及啓発

平成17年の動物愛護管理法改正により、「国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない」と規定されました。

近年、動物介在教育が子供たちの道德観や精神的、人格的な成長を促し、学校を中心とした地域コミュニティに恩恵をもたらすことが知られるようになってきました。こうした中、本市では、動物愛護フェア、適正飼養キャンペーン、犬のしつけ教室とともに、図表

1-2-1のとおり、動物愛護教室等を開催するなど、普及啓発を推進していますが、猫の虐待事件の発生や動物の遺棄事例もあり、今後も動物の愛護と適正な飼養に関して普及啓発を進めていく必要があります。

図表 1-2-1 動物愛護教室の開催と参加人数の推移

| 年度 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 開催回数 | 110 | 117 | 124 | 110 | 108 | 102 | 100 |
| 参加人数 | 4,048 | 4,047 | 4,466 | 3,796 | 3,607 | 3,214 | 3,160 |

※ 平成 23 年度からプログラムを変更し、動物ふれあい教室から動物愛護教室と名称を変更しています。

(2) 動物の適正飼養に関する普及啓発

ア 動物の引取り数の削減に向けた取組

動物愛護管理法では、都道府県等に所有者からの犬猫の引取り及び所有者の判明しない犬猫を拾得した者等からの引取りを規定していますが、改正動物愛護管理法では、動物の所有者への終生飼養の責務が追加規定され、動物の老齢や病気などを理由とした所有者からの引取りについては、自治体は拒否することができるとされました。川崎市では、犬猫に類する小動物の引取りも行うことを規定していることから、終生飼養への取組の強化として、法で規定された引取り拒否要件に加え、第一種動物取扱業者全てからの引取りを拒否することとしました。

この引取り措置は、緊急避難的な措置として位置付けられたものであり、今後、終生飼養やみだりな繁殖の防止といった飼い主の責任を徹底していくことで、減らすべきものであることから、引取りの相談に際しては、飼い主としての責務を指導するとともに、飼い主の責任において新しい飼い主を探すように助言を行っています。

また、図表1-2-2のとおり、動物の引取り数は全体的に減少傾向にあります。引き続き安易な動物の飼育の防止、終生飼養の徹底や不妊去勢手術の指導を行っていく必要があります。

図表 1-2-2 動物の引取り数の推移

| 年度 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-----|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 犬 | 109 | 187 | 227 | 143 | 157 | 177 | 127 |
| 猫 | 1,142 | 1,101 | 852 | 746 | 704 | 605 | 444 |
| その他 | 45 | 63 | 101 | 60 | 66 | 63 | 58 |
| 計 | 1,296 | 1,351 | 1,180 | 949 | 927 | 845 | 629 |

イ 負傷動物の収容数の削減に向けた取組

動物愛護管理法は、公共の場所で、疾病にかかり、若しくは負傷した犬猫等の動物の通報があったときは、都道府県等がその動物を速やかに収容しなければならないと規定しています。このため、市民からの通報に対して動物愛護センターと区役所が連携し、迅速な保護を行い、動物愛護センターに負傷動物を収容しています。収容した負傷動物に対しては、動物愛護センターで、治療を行い、飼い主への返還や新しい飼い主への譲渡に努めています。治療などを行うための施設・設備が十分でない状況にあります。

また、図表1-2-3のとおり、負傷動物の収容数は減少していますが、収容される動物の大半が猫となっています。平成25年9月に施行された改正動物愛護管理条例には、近隣への生活環境被害を未然に防ぐとともに、交通事故や感染症の危険から猫自身を守るために、飼い猫の屋内飼養を努力義務として新たに規定するなど、飼い主に対して、こうした指導を引き続き行っていく必要があります。

図表 1-2-3 負傷動物の収容数の推移

| 年度 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 犬 | 0 | 0 | 20 | 16 | 9 | 5 | 2 |
| 猫 | 376 | 244 | 189 | 203 | 172 | 149 | 158 |
| その他 | 154 | 95 | 138 | 111 | 98 | 5 | 7 |
| 計 | 530 | 339 | 347 | 330 | 279 | 159 | 167 |

ウ 放浪犬の捕獲・収容

動物愛護管理条例は、市民の安全の確保を目的として、犬の係留義務や係留されていない犬の捕獲・収容を規定しています。

このため、市民から放浪犬の通報があった場合には、動物愛護センターと区役所が連携し迅速な捕獲を行っています。今後も、本条例に基づく飼い主に対する犬の係留義務について周知する必要があります。

図表 1-2-4 犬の捕獲頭数

| H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 29 | 80 | 35 | 16 | 17 | 19 | 18 |

エ 動物に関する苦情相談と指導

動物愛護管理条例では、市長は、飼い主に対し動物の健康及び安全を保持し、又は動物による人の生命、身体若しくは財産に対する侵害若しくは生活環境の汚染を防止するため

必要があると認めるときは、必要な指導又は助言をするものとしています。

このため、飼い主等が判明している場合には、区役所が中心となり、調査や指導等を行っていますが、図表1-2-5のとおり、不適切な飼い方による生活環境への被害などの苦情や相談の件数は多く、その内容も、鳴き声、放し飼い、ふんの放置、庭荒らし等広範囲に及んでいます。これらの原因は、飼い主の動物に対する理解や知識の不足、社会的責任の欠如、近隣への配慮不足等と考えられ、正しい飼い方についてなお一層の啓発が必要です。

特に猫に関しては、飼い方や餌やりなどが不適切で、糞尿や鳴き声などの苦情が多く、地域における問題となっています。

図表 1-2-5 動物の苦情相談件数

| 年度 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 犬 | 1,246 | 1,477 | 1,821 | 1,159 | 1,599 | 1,601 | 1,384 |
| 猫 | 1,723 | 1,514 | 1,861 | 1,563 | 1,822 | 1,744 | 1,875 |
| その他 | 685 | 615 | 1,005 | 568 | 636 | 551 | 642 |
| 計 | 3,654 | 3,606 | 4,687 | 3,290 | 4,057 | 3,896 | 3,901 |

(3) 動物愛護団体と連携した収容動物の殺処分数削減に向けた取組

動物愛護管理法第35条第4項には、「都道府県知事等は、引取りを行った犬又は猫について、殺処分数がなくなることを目指して、所有者がいると推測されるものについてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めるとともに、所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見できないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努めるものとする。」と明記されました。本市においても、今後さらなる殺処分数の削減に向けた取組を進めていく必要があります。

具体的には、動物愛護センターは、飼い主不明の動物が収容された場合にはホームページ上に公表し、飼い主への返還に努め、飼い主が現れなかった動物や飼い主から引き取った動物については、可能な限り新しい飼い主を見つけ譲渡しています。こうした取組の結果、図表1-2-6のとおり、譲渡数は増加しています。

また、平成18年度からは、登録された動物愛護団体にも譲渡を開始し、図表1-2-7のとおり、登録団体数も着実に増加してきています。あわせて、動物愛護管理条例に基づく「かわさき犬・猫愛護ボランティア」は、動物愛護に関するボランティアリーダーとして、動物介在教育などへの協力とともに、動物愛護センターでの業務支援を行っており、現在約40名の市民が活動を展開しています。

こうした処分数削減の取組を進める中、図表1-2-8のとおり、譲渡のために保管している

動物数は増加傾向にあり、飼養管理スペースの狭あい化が課題となっています。

今後は、動物愛護センターにおける飼養管理スペースを確保しながら、その保管動物の飼養管理、基本的なしつけの実施や譲渡後のフォロー調査等も含め、動物愛護団体やボランティアの協力を得ながら、協働による取組を推進していく必要があります。

図表 1-2-6 動物の譲渡数

| 年度 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 犬 | 78 | 66 | 71 | 41 | 69 | 80 | 71 |
| 猫 | 37 | 49 | 49 | 123 | 299 | 357 | 273 |
| その他 | 22 | 24 | 13 | 38 | 48 | 32 | 47 |
| 合計 | 137 | 139 | 133 | 202 | 416 | 469 | 391 |

図表 1-2-7 登録愛護団体数

| 年度 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 団体数 | 4 | 7 | 9 | 12 | 16 | 23 | 25 |

図表 1-2-8 1日平均保管頭数

| 年度 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-----|-----|------|------|------|
| 犬 | 1.9 | 5.6 | 6.5 | 10.2 |
| 猫 | 7.0 | 13.9 | 17.5 | 16.8 |
| その他 | 1.8 | 1.8 | 1.7 | 2.0 |

(4) 動物取扱業及び特定動物の規制強化

ペットショップやブリーダー等の一部の劣悪な業者が社会的に問題となり、平成11年の動物愛護管理法の改正によって動物取扱業が新設され、動物の販売、保管、貸出し、訓練及び展示を業とする場合には届出が必要となりました。その後平成17年の法改正において、規制が強化され現在の登録制となり、平成24年の法改正では、犬猫等を販売する際の現物確認・対面説明の義務付けなど、更なる規制の強化が図られたところです。

本市においては、図表1-2-9のとおり、動物取扱業の登録数は増加傾向にある中、動物の不適切な取扱いや広告等の表示の不備なども見られることから、定期的な立入検査や研修等を通じて、動物取扱業者の知識の向上や法令順守を図る必要があります。

図表 1-2-9 動物取扱業の登録数及び立入調査数

| 年 度 | | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 動物取扱業 | 登録数 | 189 | 405 | 441 | 470 | 488 | 479 | 465 |
| | 立入検査数 | 257 | 383 | 230 | 132 | 231 | 307 | 417 |

また、ワニガメや毒ヘビなどの特定動物（人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物）を飼養又は保管しようとする場合は、都道府県知事等の許可が必要になります。飼い主に対しては逸走防止策を徹底させるとともに、逸走した場合には、区役所や動物愛護センターが、警察等の関係機関と連携し、市民の安全を確保する必要があります。

図表 1-2-10 特定動物の飼養許可数

| 年 度 | | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 特定動物 | 飼養許可数 | 2 | 10 | 14 | 12 | 13 | 14 | 11 |
| | 立入検査数 | 22 | 50 | 18 | 6 | 21 | 11 | 11 |

3 鳥獣保護法等

鳥獣保護法の事務については、事務処理の特例に関する条例に基づき、神奈川県から本市に権限移譲されており、当初は、経済労働局の農業振興センターが所管していましたが、動物行政窓口の一元化を図り市民の利便性を高めるため、平成20年度から動物愛護センターに事務を移管しました。

現在、野生鳥獣の被害に係る市民からの苦情相談等については、動物愛護センターや区役所が窓口として対応していますが、その多くが野生鳥獣の習性への理解の欠如に起因しています。

このため、市民に対し野生鳥獣による生活環境被害に対する助言を行うこととあわせ、正しい知識の普及啓発が必要となっています。

(1) 鳥獣保護法関係

ア 野生鳥獣の捕獲許可等

図表1-3-1のとおり、本市では、野生鳥獣に関する苦情相談は年々増加傾向にあります。これは、市街化の進行により野生鳥獣の生息地域と一般市民の居住区域が近接又は重複していることや、市街地に野生鳥獣の餌となるものが豊富にあることなどが原因として考えられます。

野生鳥獣は、原則として捕獲が禁止されています。従って、野生鳥獣の被害に係る相談については、基本的にはゴミの出し方の工夫など自衛策を講じるよう助言を行いますが、生活環境や農作物等への被害が認められる場合や学術的な利用を目的とする場合などには、国や自治体の捕獲許可を受けて捕獲をすることができます。川崎市では、現在神奈川県から権限移譲された35種類の野生鳥獣について、捕獲許可申請を受け付けていますが、その

申請件数も図表1-3-2のとおり増加傾向にあります。

図表 1-3-1 野生動物苦情相談件数

| 年度 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| カラス | 48 | 134 | 77 | 155 | 122 |
| カラス以外 | 178 | 121 | 142 | 126 | 220 |

図表 1-3-2 有害鳥獣捕獲許可等の件数

| 年度 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 有害捕獲申請許可数 | 161 | 248 | 251 | 278 | 200 |
| 傷病捕獲申請許可数 | 4 | 4 | 4 | 4 | 5 |
| 飼養登録票交付数 | 7 | 5 | 2 | 2 | 1 |

イ 移入動物捕獲支援

動物愛護センターでは、移入有害動物捕獲支援要綱に基づき、市民が生活環境被害を発生させたハクビシン等を捕獲する際に、捕獲許可にあわせ、捕獲器具の貸し出し等の支援を行っています。ハクビシンの生息域は10数年前では市の北部地域に限られていましたが、現在では市内全域にまで拡大しています。

図表 1-3-3 ハクビシン捕獲状況

| 年度 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 捕獲箱貸出件数 | 5 | 33 | 56 | 90 | 98 | 75 | 83 |
| ハクビシン捕獲数 | 3 | 37 | 32 | 37 | 41 | 26 | 30 |

ウ 神奈川県アライグマ防除実施計画

神奈川県では、アライグマによる農業・生活環境被害が多く、外来生物法に基づき防除実施計画を策定しています。本市は、アライグマの防除に協力しており、市民からのアライグマによる生活環境被害の相談に基づき、動物愛護センターが捕獲おりを設置して対応しています。

図表 1-3-4 アライグマ捕獲状況

| 年度 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 相談件数 | 32 | 20 | 7 | 6 | 1 | 4 | 11 |
| 捕獲箱設置数 | 63 | 29 | 7 | 6 | 1 | 5 | 11 |
| アライグマ捕獲数 | 22 | 13 | - | 2 | - | 9 | 5 |

(2) 動物由来感染症関係

高病原性鳥インフルエンザへの対応

動物から人へ感染する病気である動物由来感染症について、その発生やまん延防止のため、情報収集や調査研究などを実施し、状況に応じて市民に情報還元しています。

動物愛護センターでは、高病原性鳥インフルエンザの感染拡大の防止を目的として、平成15年度から死亡野鳥の鳥インフルエンザのサーベイランス検査を実施してきました。

現在は、環境省が策定した「野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対応技術マニュアル」に基づき、収容された野鳥の簡易検査の実施と遺伝子検査用検体を検査機関へ送付しています。また、市内で発生した場合には、神奈川県や関係部署と連携し、そのまん延を防止するため迅速な対応が求められます。

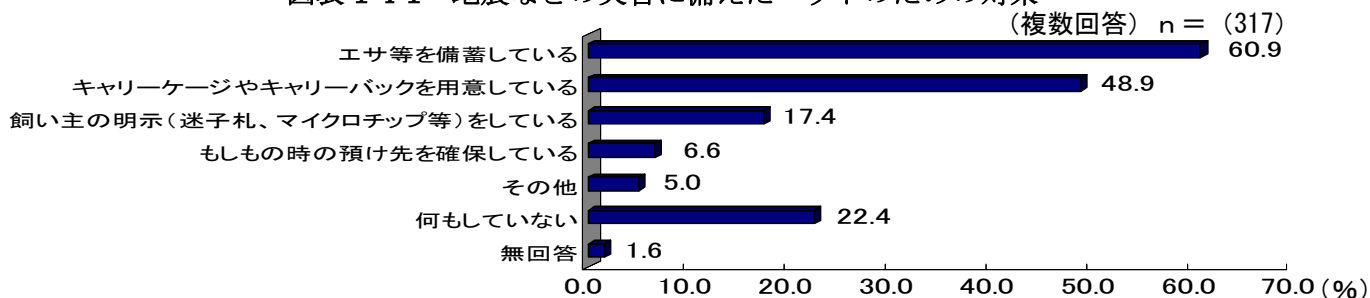
4 災害への備え

川崎市地域防災計画（震災対策編）では、災害発生時の対応として、市は動物救援本部を設置するとともに、動物救護センターを設置し、関係団体やボランティアの協力を得ながら運営するとされています。また、平成23年度に獣医師会と「災害時の動物救援活動に関する協定」を締結し、平成25年には、公益社団法人日本動物福祉協会及び公益社団法人日本愛玩動物協会と「災害時における動物の救援活動の協働実施に関する協定」を締結しました。あわせて、平成24年度からペットフードやケージ等の備蓄を始めており、動物愛護センターには、災害時の動物救援活動の拠点施設として、これら物資を保管しておくスペースを確保していく必要があります。

また、図表1-4-1は、地震などの災害に備えて行っているペットのための対策について市民に対しアンケートしたものです。

ここからは、「エサ等を備蓄している(60.9%)」、「キャリーケージやキャリーバッグを用意している」(48.9%)の割合が高く、飼い主も一定の対策を講じていることが伺われます。一方、「何もしていない」(22.4%)の割合も約4分の1となっているほか、「もしもの時の預け先を確保している」(6.6%)は低い状況となっており、飼い主に対する普及啓発の必要性とともに、被災動物の収容の必要性が高く、こうした備えを講じておく重要性が伺われます。

図表 1-4-1 地震などの災害に備えたペットのための対策



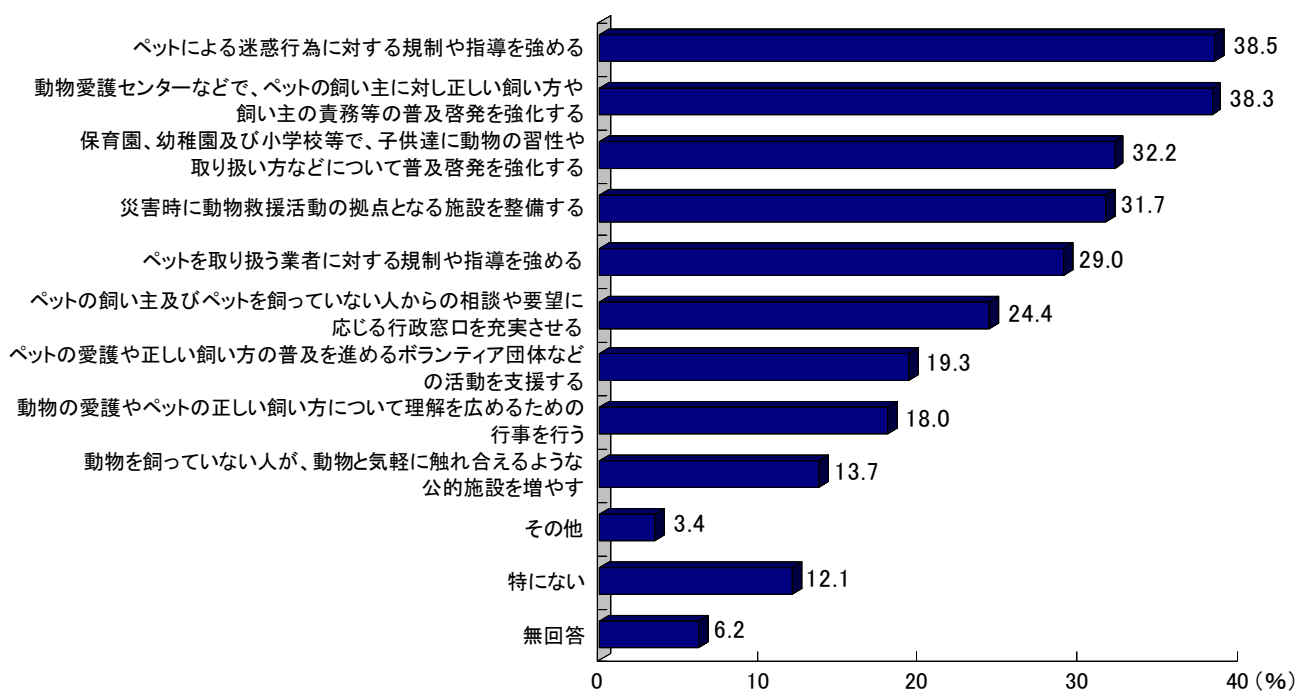
出典：平成24年第1回かわさき市民アンケート

今後は、飼い主に対する日頃からの備えの必要性の普及啓発に加え、被災動物の収容場所等の確保など、災害時における動物救援活動の具体的内容について、獣医師会やボランティア等と連携しながら、検討を進めていく必要があります。

5 市民の動物行政に対する意向

図表1-5-1は、動物愛護行政を推進するために市が取り組むべきことについて、市民に対しアンケートした結果を示したものです。

図表 1-5-1 動物愛護行政を推進するために市が取り組むべきこと
(複数回答) n = (1,380)



出典：平成24年第1回かわさき市民アンケート

ここからは、「ペットによる迷惑行為に対する規制や指導を強める」(38.5%)、「動物愛護センターなどで、ペットの飼い主に対し正しい飼い方や飼い主の責務等の普及啓発を強化する」(38.3%)が4割弱で高く、飼い主の意識の向上の必要性を感じていることが伺われます。

また、「保育園、幼稚園及び小学校等で、子ども達に動物の習性や取り扱い方などについて普及啓発を強化する」(32.2%)、「災害時に動物救援活動の拠点となる施設を整備する」(31.7%)、「ペットを取り扱う業者に対する規制や指導を強める」(29.0%)が、およそ3割を占めており、動物を介在させた教育や、災害対策の必要性とともに、動物取扱業者への適正な指導を行っていく必要があります。

第2章 動物愛護センターの現状と課題

1 動物愛護センターの状況

(1) 動物愛護センターの所在地等

動物愛護センターは、中原区との区境に近い、高津区蟹ヶ谷に位置し、北東側の正面は矢上川に面し、その背面は崖地となっています。

敷地面積は1,282.64㎡、建物は鉄筋コンクリート2階建てで、建築面積が316.88㎡、延床面積が609.33㎡となっています。

また、用途地域は、第一種中高層住居専用地域であり、動物愛護センターは建築基準法上の畜舎に該当することから、同法に基づく建物の用途規制により、現地にて建替えを行う場合は、近隣住民との合意形成のうえ、同法に基づく許可を取得する必要があるなど様々な課題があります。

【動物愛護センターの所在地等】

| | | | |
|------|--------------|----------|----------------|
| 所在地 | 高津区蟹ヶ谷119番地 | | |
| 建築構造 | 鉄筋コンクリート2階建 | 竣工年 | 昭和49年4月(39年経過) |
| 台帳地積 | 1,282.64㎡ | | |
| 建築面積 | 316.88㎡ | 延床面積 | 609.33㎡ |
| 用途地域 | 第一種中高層住居専用地域 | 建ぺい率/容積率 | 60/200 |

図表 2-1-1 動物愛護センターの所在地



また、現在の動物愛護センターの諸室の面積は、図表2-1-2のとおりとなっています。
 近年、殺処分数を削減し譲渡を推進しているため、保管頭数が増加し、収容スペースが不足している状況です。

図表 2-1-2 動物愛護センターの施設の概要

| 機能 | 面積 (m ²) |
|-----------------|----------------------|
| 管理関係施設 | 380.77 |
| 手術室 | 22.94 |
| 検査室 | 18.60 |
| 事務室 (女子更衣室含む。) | 75.50 |
| 男子更衣室 | 18.60 |
| 機械室等 | 245.13 |
| 収容関係施設 | 158.87 |
| 処置室 (処分室) | 20.00 |
| 犬収容 | 130.55 |
| 猫収容 | 2.70 |
| その他 (うさぎ、モルモット) | 5.62 |
| 指導室 | 45.26 |
| 薬剤庫 | 24.43 |
| 合計 | 609.33 |

動物愛護センターへのアクセスは、JR線武蔵新城駅、又は東急線元住吉駅から路線バスを利用することになり、バス停から5分程度を要する状況となっています。

(2) 動物愛護センターの出動の状況等

すでに示したとおり、動物愛護センターの業務は、動物行政に関する法令に基づく具体的な業務の執行などであり、その管轄区域は全市に及んでいます。こうした中、動物愛護センターの出動先と出動回数について区ごとに示したものが図表2-1-3となっています。

これからは、現地への出動件数については明確な地域差が見られませんが、区役所への出動については動物の保管施設を有さない川崎区で多くなっています。

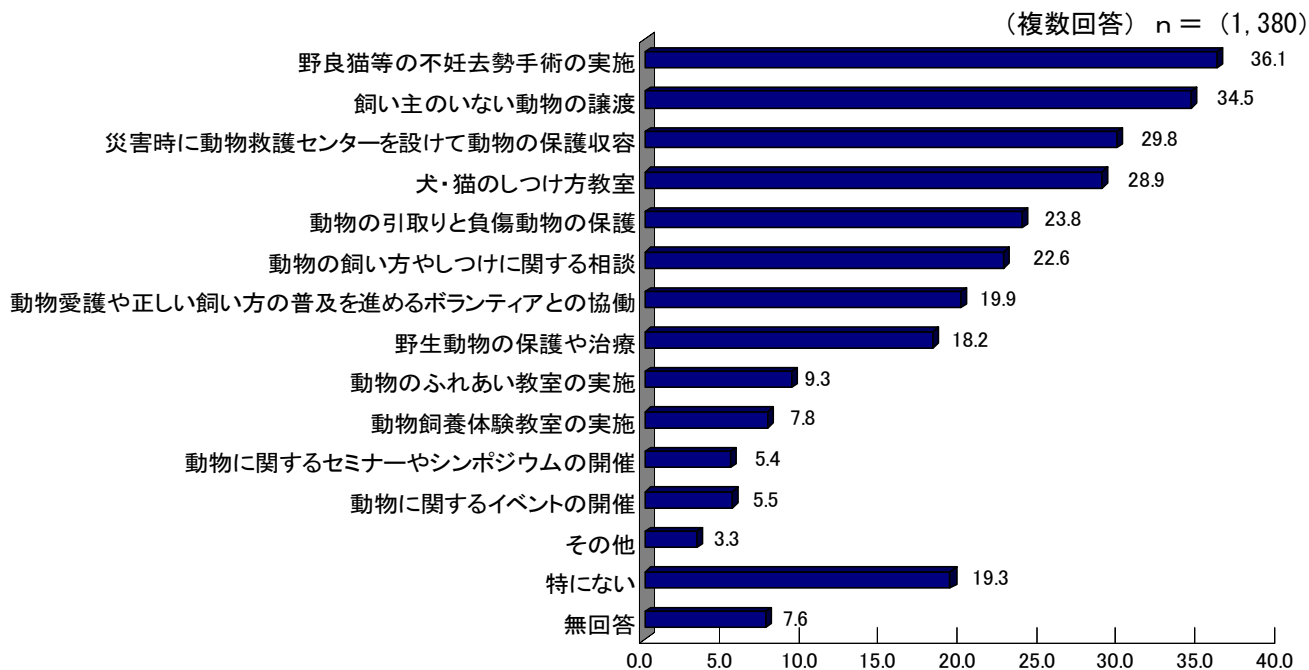
図表 2-1-3 動物愛護センターの犬猫の収容状況等（平成 24 年度）

| | 現地 | | 区役所 | | 警察署 | | 動物病院 | | 合計 | |
|-----|-----|--------|-----|--------|-----|--------|------|--------|-----|--------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| 川崎区 | 59 | 18.4% | 76 | 38.6% | 28 | 20.7% | 11 | 28.2% | 174 | 25.1% |
| 幸区 | 39 | 12.1% | 34 | 17.3% | 21 | 15.6% | 2 | 5.1% | 96 | 13.9% |
| 中原区 | 42 | 13.1% | 21 | 10.7% | 20 | 14.8% | 10 | 25.6% | 93 | 13.4% |
| 高津区 | 31 | 9.7% | 9 | 4.6% | 17 | 12.6% | 3 | 7.7% | 60 | 8.7% |
| 宮前区 | 46 | 14.3% | 15 | 7.6% | 23 | 17.0% | 1 | 2.6% | 85 | 12.3% |
| 多摩区 | 54 | 16.8% | 23 | 11.7% | 14 | 10.4% | 8 | 20.5% | 99 | 14.3% |
| 麻生区 | 50 | 15.6% | 19 | 9.6% | 12 | 8.9% | 4 | 10.3% | 85 | 12.3% |
| 合計 | 321 | 100.0% | 197 | 100.0% | 135 | 100.0% | 39 | 100.0% | 692 | 100.0% |

2 市民の動物愛護センターへの要望事項

図表2-2-1は、動物愛護センターで今後さらに充実してほしい業務について市民に対しアンケートした結果を示したものです。

図表 2-2-1 動物愛護センターで今後さらに充実してほしい業務



出典：平成 24 年第 1 回かわさき市民アンケート

ここからは、「野良猫等の不妊去勢手術の実施」(36.1%)や、「飼い主のいない動物の譲渡」(34.5%)がおおよそ35%と高い割合であるほか、「災害時に動物救護センターを設けて動

物の保護収容」(29.8%)、「犬・猫のしつけ方教室」(28.9%)が3割弱となっていることが確認できます。

こうした結果からは、不妊去勢手術や譲渡など、動物の適正管理を行うこととあわせ、災害時の対応や動物による迷惑の防止などについて、飼い主への普及啓発に取り組んでいく必要性が伺われます。

3 動物愛護センターの課題と再編整備の必要性

動物愛護センターは、第1章及び第2章に示した課題に早急に対応していく必要がありますが、現在では次の理由から十分な対応が困難となっています。

(1) 施設の狭あい化

動物愛護センターでは、収容動物の殺処分数の減少を図るため、動物の譲渡を推進しており、施設に保管する動物数が増加傾向にあります。施設の狭あい化から、動物を適切に飼養管理しておくスペースが確保できない状況にあります。

また、感染症の拡大を防ぐための検疫室や隔離室がなく、収容動物やふれあい動物に感染が拡大するリスクもあります。さらに、動物とのふれあいのスペースや、研修・市民団体の活動のスペースも確保できていません。

(2) 施設の老朽化

動物愛護センターは、昭和49年に建設され、39年が経過し、老朽化が顕著となっています。また、設備等の故障や破損により適切な環境で動物を収容することが困難となっています。さらに、動物に係る治療や手術を行う診療設備が老朽化しているため十分な医療を実施することが難しい状況にあります。

【参考 動物愛護センターの建築基準法上の位置づけ】

○ 動物愛護センターは建築基準法上の畜舎に位置づけられ、第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域には建築できず、第一種住居地域でも3,000㎡以内のもののみ建築可能となっており、住居地域や、商業系用途地域、工業系用途地域など建設可能な地域は限定的となっています。

動物愛護施策の更なる推進を図るため、新たな動物愛護センターの用地等の検討を早急に進め、再編整備に向けた取組を推進していく必要があります。

第3章 今後の動物行政の方向性と動物愛護センター

前章までに示したように、当初は、動物から人間への危害の防止に重点を置いた動物行政が展開されてきましたが、環境変化等に応じて、動物愛護の気風の高揚や動物による迷惑防止など、動物の飼い主への普及啓発などが重要となってきました。

あわせて、飼い主以外の市民についても、動物の習性、生態や動物由来感染症に対する正しい知識の普及啓発を進めることが求められるようになってきています。

とりわけ、少子高齢化や世帯人数の減少などの社会情勢の変化に伴い、家族の一員としての動物の存在意義は、今後も高まり、飼養頭数の増加も予測されることから、動物を巡る問題の発生を防止する上でも、飼い主への普及啓発は重要であると考えられます。加えて、動物に係る課題が生じた際は、内容に応じて、関係部署と適切な連携を図り、解決に向けて取り組む必要があります。

こうした状況を踏まえ、今後の動物行政は図表3-0-1に示したような方向性で進め、動物愛護センターは、多様な主体（市民・企業・ボランティア等）と連携・協働しながら、動物行政に係る具体的な取組を実践する拠点として再編していきます。

図表 3-0-1 今後の動物行政の方向性と動物愛護センター

動物の適正管理とともに、動物愛護の普及啓発を図り、
人と動物が共生する地域社会の実現をめざす

【今後の動物行政の視点】

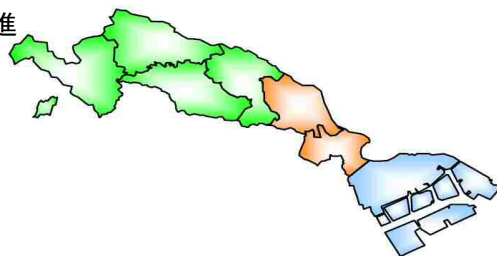
- ①動物に係る多様な主体との連携・協働による取組の推進
- ②飼い主等への終生飼養の推進と行政によるサポートの充実
- ③動物に係る危機管理対策の推進

I 動物愛護の普及啓発の推進

- (1)教育現場等での普及啓発
- (2)ボランティア等の活動支援

III 動物由来感染症対策

- (1)狂犬病予防対策
- (2)高病原性鳥インフルエンザ対策



II 動物の適正管理の推進

- (1)動物の適正飼養指導
- (2)動物の収容・返還・譲渡
- (3)遺棄・虐待の防止
- (4)所有明示
- (5)動物取扱業の適正化
- (6)特定動物の適正管理
- (7)野生動物に係る助言指導

IV 災害対策の推進

- (1)災害時の動物救護対策
- (2)救護場所等の確保
- (3)備蓄物品の確保
- (4)飼い主への普及啓発

【動物愛護センター】

多様な主体（市民・企業・ボランティアなど）と連携・協働しながら
具体的な取組を実践する拠点として再編

具体的には、今後の動物行政の方向性について、「動物の適正管理とともに、動物愛護の普及啓発を図り、人と動物が共生する地域社会の実現をめざす」とした上で、Ⅰ 動物愛護の普及啓発の推進、Ⅱ 動物の適正管理の推進、Ⅲ 動物由来感染症対策、Ⅳ 災害対策の推進という4つの柱で取組を進めていきます。

さらに、こうした動物行政を推進していく視点として、①動物に係る多様な主体との連携・協働による取組の推進、②飼い主等への終生飼養の推進と行政によるサポートの充実、③動物に係る危機管理対策の推進という3つを基本としていきます。

1 今後の動物行政の視点

(1) 動物に係る多様な個人・団体等との連携・協働による取組の推進

動物愛護団体は動物の譲渡を進める上で大きな役割を担っているほか、動物愛護管理条例に規定する「かわさき犬・猫愛護ボランティア」は、動物ボランティアのリーダーとして、譲渡し制度への協力など、大きな役割を果たしています。

また、今後の動物行政を進めていく上では、動物の飼い主の参加により、適正な飼養を促していくことも重要となっています。

あわせて、すでに犬の登録については、獣医師会の会員動物病院に業務を委託しているほか、災害時動物救援活動については、獣医師会に加え、公益社団法人日本動物福祉協会及び公益社団法人日本愛玩動物協会とも協定を結んでいます。

こうした点を踏まえ、今後の動物行政を推進していく上では、多様な主体との連携・協働という視点にたって、市全体が官民の立場の違いを超えて連携を強化し、取組を進めていきます。

また、市役所内の関係部局においても連携を強化し、動物に係る事業を推進していきます。

(2) 飼い主等への終生飼養の推進と行政によるサポートの充実

改正動物愛護管理法では、飼い主等への終生飼養の責務が規定されるとともに、都道府県等が犬、猫の引取りを拒否することもできるようになりました。

飼い主等に対して、動物の飼養を安易に考えることのないよう、終生飼養を指導していくことで、動物の引取り件数等の削減を図り、殺処分に至るような事例を減らしていくことが大切であり、こうした前提を置いた上で、行政によるサポートとして、引取りや譲渡の推進といった役割を果たしていきます。

(3) 動物に係る危機管理対策の推進

これまでの動物行政における危機管理対策としては、狂犬病予防対策が中心となっていましたが、高病原性鳥インフルエンザなど、新たな動物由来感染症への対応を推進す

るとともに、災害発生時への対策を進めるなど、より広範な危機管理の視点に立って取組を進めていきます。

2 今後の動物行政の方向性と取組

(1) 動物愛護の普及啓発の推進

ア 学校・地域・家庭等での普及啓発

動物愛護を進めていく上では、広く動物愛護思想の普及を図っていくことが重要となります。特に、動物に対する関心は、幼児期に芽生え、急速に成長することから、可能な限り、早い段階で適切な教育などを展開することが必要です。

文部科学省小学校学習指導要領解説生活編（平成20年8月）によると、「近年、児童を取り巻く社会や自然の環境が大きく変化してきている。その結果、自然に直接触れる経験が極めて少なくなってきたことや、生命の尊さを実感できていない児童がいるという状況が生まれてきている。」とあり、改善の具体的事項として、「自然に直接触れる体験や動物と植物の双方を自分たちで継続的に育てることを重視するなど、自然の素晴らしさや生命の尊さを実感する指導の充実に配慮する。」とあるなど、生活科の授業との関連も視えます。

このため、教育現場と連携を図りながら、子どもたちを対象として、動物とのふれあいや動物愛護教室等を実施し、やすらぎの場の提供とあわせ、道徳観や精神的、人格的な成長を促す活動を推進します。

動物愛護センターにおける学校での普及啓発のあり方としては、「動物」という狭い視野だけに限定せず、広い意味の「命の教育」の一環として動物愛護の教育を行うことが求められていることから、動物愛護センターでは、「命」との関わりの中で動物の愛護や適正管理を教えるためのコンテンツや技法の開発及び実践に連携協力していきます。

なお、ここでの動物愛護教育とは、動物の「飼い主教育」だけにとどまらず、「命を大切にす気持」「豊かな情操」という「内面のあり方」と深く結びついていると同時に、公共の利害にも深く関わる「外面的な行動規範」を扱う教育でもなければなりません。

また、動物愛護管理法で定められた動物愛護週間（9月20日から26日）を中心に、獣医師会など、関係団体等と協力し、動物愛護フェア等のイベントを開催し、広く動物愛護思想の普及啓発を推進していきます。あわせて、他の市民の模範となるような顕著な功績のあった個人・団体等に対して、川崎市動物愛護賞として表彰していきます。

こうした普及啓発を通じて、動物愛護思想を広げるとともに、野生動物等への理解が深まるような取組についても推進していきます。

イ ボランティア等の活動支援

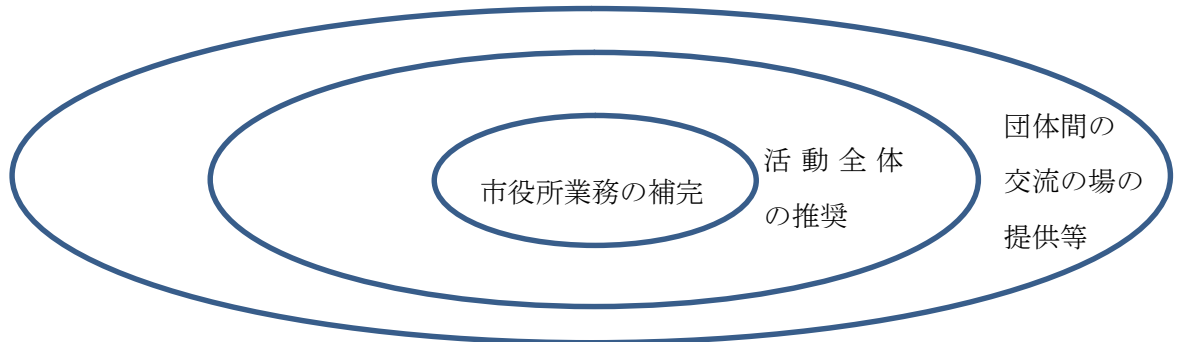
動物行政に係る個人・団体等は多岐にわたり、近年は、譲渡などにおいて動物愛護団体が果たす役割が大きくなっているほか、地域における動物をめぐる問題について、ボランティアが行政と連携しながら、課題解決に取り組むことが期待されるようになっていきました。とりわけ、動物愛護団体については、すでに長年の活動実績を持ち、自立的な活動を行っているものも見受けられます。

こうしたことから、情報提供や、活動拠点の提供など、動物愛護団体への支援を一層推進するとともに、講習会等を通じて、市民ボランティア等の育成を進めます。特に、現在、40数名の市民が登録している動物愛護管理条例に基づく「かわさき犬・猫愛護ボランティア」についても、こうしたボランティアのリーダーとして育成を進めます。

また、動物関係団体や市民ボランティアなどのさまざまな団体とより一層連携・協働しながら、動物の虐待防止と動物の適正な取扱いに関して正しい知識及び理解をもつよう教育活動やイベント等を通じた広報活動に取り組むなど、ボランティア活動を支援し、関係部局や動物愛護センターと市民の間により強固な信頼・協力関係を築いていきます。

将来の川崎市の動物愛護行政とボランティアとの関わり方については、その関わりの強さにより3層構造の同心円をイメージできます。

図表 3-2-1 ボランティアの活動支援の3層構造



まず中心層は、市の特定の業務をボランティアに補完してもらうという密接な関係のある領域を示します。ここに関与するボランティアは、その業務の性質に応じて、一定の資質・知識・技能を備えた人に限定されることになります。

それを取り囲む中間層では、市とボランティアの関わりはやや緩いものとなります。特定の業務の補完といった具体的なつながりがなくても、行政が、ボランティアの活動全体を推奨することで、ボランティアとなりうる人材を応援し、育てていくという関係です。

一番外側の外縁層は、ボランティア活動を行う諸団体や個人に、行政が日常的な交流を行える場（空間と機会）を提供するという関係を示します。ここでは行政はボランティア同士の交流を、その場を提供するという間接的な方法で側面から支えるだけです。

中心層でボランティアに行政の仕事を補完してもらう際には、依頼内容の明確化並びに、ボランティア自体の絶対数の増加と連絡体制の整備程度などの緩やかな組織化が必要であり、かつ個々のボランティアについては一定程度のトレーニングも必要です。また、特に中心層にあつては、ボランティアと行政職員との意見交換の場を設け、現場ならではの感覚を施策に反映させていくことを検討するのも、相互の協働意識を芽生えさせ、ボランティアのモチベーションを維持するために必要です。

(2) 動物の適正管理の推進

ア 動物の適正飼養指導

動物愛護は「命」への感受性を育むことから出発しますが、そこを土台にしつつ、さらに一歩進んで、「動物の福祉を適正に確保できると同時に豊かな社会性を備えた飼い主」を生み出す指導、すなわち「適正飼養指導」へと発展していかなければなりません。

また、適正飼養指導には2つの側面があり、それは「飼うための指導」だけでなく、「飼わないための指導」でもあります。たとえば、「飼えない人は動物を飼わない」「飼わないのも動物愛護の一つの形であり適正飼養の要請でもある」という価値観を根づかせることも大切です。

適正飼養や終生飼養を推進していく上では、動物の引取りや遺棄等が生じないように、飼い主が適切な知識を保有し、きちんと責任を持って終生飼養等を行うことが基本であり、引取り数の削減、ひいては殺処分数の削減等にも大きく貢献します。

こうした点を踏まえ、動物の飼い主に対して、適正飼養や終生飼養等の指導を徹底します。具体的には、講習会や犬のしつけ方教室等を開催し、広く動物の適正飼養及び管理の普及啓発を図ります。また、動物を安易に飼養しないことや飼養開始前にその動物の情報を収集して理解しておくことについて、普及啓発を行います。さらに、やむをえず飼養が出来なくなった場合においても、飼い主自らが譲渡先を探すよう指導していきます。

また、地域の問題となる猫の飼養等に関しては、「川崎市ねこの適正飼養ガイドライン」の浸透を推進していきます。

あわせて、みだりな繁殖を防止する観点から、猫の不妊去勢手術の補助を継続するとともに、獣医師や動物愛護団体等と連携し、繁殖制限措置のさらなる普及啓発と実施の推進を図りつつ、動物愛護センターにおける野良猫（地域猫）の不妊去勢手術の実施についても検討していきます。

また、動物愛護センターからの動物の譲渡に際しては、譲渡動物の飼い主が模範的な飼養が行えるよう、譲渡前講習会と、譲渡時講習会を実施していきます。

イ 動物の収容・返還・譲渡

本市においては、殺処分数は大幅に削減していますが、殺処分数をできる限り減少させるために、「適正飼養指導」の徹底と動物の返還・譲渡の一層の推進を実施します。

具体的には、引き続き、収容された動物の写真等を、インターネット等で見られるようにし、返還・譲渡を推進します。あわせて、動物愛護団体やボランティアと連携した譲渡の取組を進めます。こうした取組により殺処分数の減少に取り組めます。

また、現在の動物愛護センターの犬舎等が狭あいであり、収容頭数が飽和状態にあることから、施設の再編を契機として、より多くの保管スペースを確保するとともに、譲渡先となる潜在的可能性のある人にたくさん来てもらうような施設を作り、「動物を飼いたいときは、動物愛護センターから譲渡してもらおう」というルートが存在することを、より広く市民に知ってもらうことで譲渡を推進します。

ウ 遺棄・虐待の防止

遺棄や虐待に関する問題に対応するため、動物愛護と適正飼養の普及啓発を進めていく必要があります。特に動物愛護教育、適正飼養教育を通じてそれらを未然に防止するとともに、動物愛護管理法で規定する飼い主等に対する行政指導を継続的に実施していきます。

また、飼い主や飼養希望者などを対象として、不妊去勢手術の推進や安易な飼養の抑制等により終生飼養を徹底することで、遺棄や虐待を防止します。また、虐待等の防止には、地域住民の協力が欠かせないことから、自治会、ボランティア、動物愛護団体等の協力を得て、遺棄・虐待の問題に取り組むとともに、警察等関係機関との連携と協力を図り、迅速に対応していきます。

エ 所有明示

狂犬病予防法に基づく犬の登録及び鑑札装着の徹底やマイクロチップ装着等の所有明示措置の推進など、飼い主への啓発を推進することにより、動物の盗難、遺棄及び迷子の発生防止を図り、飼い主の元への返還率を高めるとともに、所有者の責任を明確にすることにより、飼い主の自覚を促していきます。

特に、マイクロチップの装着については、所有明示のためには効果的な取組ですが、装着率が十分とはいえない中、改正動物愛護管理法の附則でマイクロチップの装着を義務付ける方向で検討を加えていくことが明記されたことから、国の動向を踏まえつつ、獣医師会等と連携を図りながら、装着率の一層の向上に向けた取組を進めます。

オ 動物取扱業の適正化

動物取扱業者に関するトラブルや苦情件数の減少を目指し、監視・指導や研修の実施

などを通じて、動物取扱業者の資質向上を図ります。また、改正動物愛護管理法の趣旨に照らして、動物の適正飼養や遺棄の防止の観点から、動物取扱業者による販売時の現物確認・対面説明を徹底するとともに、あわせて、犬猫等販売業者の幼齢動物の販売における規制強化や、第二種動物取扱業の創設などに適切に対応していきます。

カ 特定動物の適正管理

特定動物の飼い主については、飼養保管許可の取得、施設基準の遵守、逸走防止措置、所有明示措置等を確実に実施するよう指導を実施します。

キ 野生動物に係る助言指導

市内に生息する野生動物の生態・習性を普及啓発し、野生動物に対する正しい理解を深めるとともに、生活環境被害の防止に関する助言・指導を行います。

有害鳥獣駆除の問題を動物愛護・適正飼養という問題とどう関連づけるかについて考え方を整理し、その業務の内容と執行状況を隠すことなく市民（必要ならば子どもたちにも）に説明できるようにするとともに、動物愛護センターについては、施設の構造上、職員・来訪者や動物愛護管理法に基づく被収容動物に野生動物からの感染症が及ばないよう万全の配慮をした施設構造にしていきます。

(3) 動物由来感染症対策

国立感染症研究所及び健康安全研究所と連携を図り、動物由来感染症の調査・研究を進めるとともに、市民への正しい知識の普及啓発を進めます。また、高病原性鳥インフルエンザや狂犬病などの発生に対して迅速な対応を図り、そのまん延を防止します。

ア 狂犬病予防対策

狂犬病に対する正しい知識の普及啓発を市民や動物取扱業者に図るとともに、犬の飼い主への指導を実施し、狂犬病予防注射や犬の鑑札・注射済票の装着など、法令の順守を徹底します。ペット販売時の説明において予防注射や登録などの法的義務について、業者からも購入者に説明・指導してもらう体制を構築していきます。また、万が一市内に発生があった場合に区役所や動物愛護センターとの役割分担や獣医師会との連携等について検討し、迅速な対応ができるような体制を整備します。

イ 高病原性鳥インフルエンザ対策

平常時から情報収集に努めるとともに、死亡野鳥の鳥インフルエンザ検査を実施します。死亡野鳥を発見した場合の対応について、行政・市民・獣医師会の間でその取扱いをマニュアル化し、情報共有に努めます。また、発生時には関係機関と協力し迅速かつ

的確な対応を図り、そのまん延を防止します。動物愛護センターが、鳥インフルエンザなどの動物由来感染症研究で学術的貢献を行い、動物由来感染症についての情報ネットワークの一部を担うことの準備を進めていきます。

(4) 災害対策の推進

本市では6万頭強の犬が登録されているほか、猫などもあわせると相当数の動物が飼養されており、発災時には、適切な対応を行う必要があります。

東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時の動物救護や迷子動物対策等の強化を進めるとともに、災害時に必要となる資材の備蓄の推進とあわせ、救護場所等の確保に取り組みます。

また、神奈川県動物愛護管理推進計画に基づき、神奈川県とともに、横浜市、相模原市、藤沢市及び横須賀市との災害時相互応援支援協力体制を整備するとともに、他自治体との広域的な協力体制の構築について検討を進めます。

ア 災害時の動物救護対策

災害発生時に、関係団体やボランティア等と連携して、負傷動物や飼い主不明の動物の保護などの動物救護活動が行えるような体制の整備を進めます。特に、災害時の動物保護・救援のための拠点となる施設が必要であり、その中心となるのが動物愛護センターとなります。

また、関係団体との災害時相互支援協力体制の構築を進めるとともに、ボランティアとの連携のあり方について検討を進め、動物やボランティアの受入れや活動を一括して把握・管理する手段についても検討していきます。

あわせて、災害時でも、家族の一員として、動物との同行避難*が望まれることから、避難所における動物の受入れ体制の整備について、関係者と連携しながら進めていきます。

*同行避難とは、災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難すること。同行避難は避難所での人とペットの同居を意味するものではない。

(環境省 25年6月発行「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」より)

イ 救護場所等の確保

地域防災計画では、市は災害発生時に動物救援本部を設置するとともに、動物愛護センター等に動物救護センターを設置するとしています。特に、南北に細長い本市の地域特性を踏まえると、複数の動物救護センターが必要と考えられることから、動物愛護センター以外にもこうした場所の確保を進めます。

ウ 備蓄物品の確保

救護場所等での収容した動物に用いるケージやペットフードについて、災害発生時に想定される必要数を踏まえながら、備蓄を進めます。

エ 飼い主への普及啓発

動物の飼い主に対し、避難場所の確認・動物の非常食の備蓄・同行避難の際の管理方法・必要なしつけ・不妊去勢手術等、災害に対し普段から備えておくべき事項、緊急時にとるべき措置等について、講習会の開催や、広報・パンフレットの配布などにより、積極的な広報等を実施します。

災害時はペットとの同行避難を原則的な方針とし、同行避難する場合の受け入れ可能な動物の種類や飼養場所などのルール作りを早急に行う必要がありますが、飼養動物の災害時の取扱いについては、一義的には飼い主に責任があるという認識のもと、災害時に適切に対応できるペットの種類や頭数を飼い主自身がよく考えなければならないことを啓発するとともに、そのような啓発活動を通じて、原則として「飼養する動物は災害時に同行避難することができる動物」という意識を育てていきます。

第4章 動物愛護センター再編整備のあり方

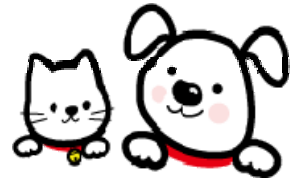
第3章で示した今後の動物行政の方向性を踏まえ、動物愛護センターについては、多様な主体と連携・協働しながら、具体的な取組を実践する拠点となるよう再編整備を進めます。

図表4-0-1 動物愛護センターの再編整備の考え方

【動物愛護センターの再編整備の考え方】 多様な主体と、連携・協働しながら、 具体的な取組を実践する拠点として再編

【再編整備の基本的な方向性】

- ① 市民が親しみやすい施設とすること
- ② 周辺の生活環境と調和する、環境にやさしい施設とすること
- ③ 参加・協働による取組を推進する施設として整備すること
- ④ 市内の他の動物関係施設に対する先導的な施設として整備すること
- ⑤ 災害時等にも適切な対応ができる施設として整備すること



【主な機能と事業】

I 動物に係る情報発信の拠点

- ・動物とのふれあいの場の提供
- ・動物に関する学習の場の提供
- ・動物介在教育(動物愛護教室)や飼育体験教室等の実施
- ・動物に係る情報の交換や発信の場の提供

II 動物の適正管理の拠点

- ・収容動物の返還・譲渡の推進
- ・犬のしつけ教室や各種講習会の開催
- ・返還時における飼い主への指導
- ・不妊去勢手術やマイクロチップの装着の推進
- ・ペット動物や野生動物に関する情報の発信など

III 動物由来感染症対策の拠点

- ・動物由来感染症の調査・研究
- ・犬の狂犬病鑑定
- ・死亡野鳥の鳥インフルエンザ検査の実施
- ・動物由来感染症に関する正しい知識の普及啓発など

IV 災害時対応の拠点

- ・災害時の物資の備蓄機能
- ・被災動物の情報収集及び収容など

V 多様な主体との協働による取組の拠点

- ・多様な主体が協働するプラットフォームづくり
- ・ボランティアの活動支援

連携・協働

獣医師会

動物病院

動物関連企業

区役所

動物愛護団体

ボランティア

1 動物愛護センターの目的等

(1) 動物愛護センターの目的

今後の動物行政においては、動物の適正管理とともに、ふれあい機能の拡充を図り、人と動物が共生する地域社会の実現をめざすこととしており、こうした方向性を具現化するため、区役所、獣医師会、動物病院、動物愛護団体及び市民ボランティアなどと、連携・協働しながら、具体的な取組を实践する拠点として動物愛護センターの再編整備を実施します。

(2) 動物愛護センターの対象

ア 取り扱う動物

取り扱う動物については、動物愛護管理法の規定に基づく犬や猫などが中心となりますが、ふれあい機能を確保していくためにうさぎなどのふれあい動物も対象とします。

また、鳥獣保護法に基づくカラスやハクビシンなどの一部の野生動物も対象とします。

ただし、動物愛護の普及啓発、動物の適正飼養指導の観点からは、犬猫等のペット動物だけでなく、野生動物や牛や豚などの産業動物、動物園等に展示されている動物に係る正しい知識の普及啓発についても視野を広げて、動物愛護や適正飼養の問題を広い観点から捉えていきます。

なお、建設緑政局夢見ヶ崎動物公園（以下、「夢見ヶ崎動物公園」という。）については、野生動物や人間を取り巻く環境について知り考える環境教育とともに、種の保存等を行うものとして適切な役割分担を行っていきます。

イ 利用対象者

利用者として、動物の飼い主、飼養希望者、動物愛護団体、ボランティア、高等教育機関の実習生、初等中等教育に関わる学校、幼稚園、保育園、家族連れ、動物取扱業者などを広く想定し、センターを単なる動物の収容施設ではなく、市民の楽しく豊かな交流の場として機能させていきます。

具体的には、飼育相談や健康相談、あるいは譲渡などを目的とした飼い主又は飼養希望者などの訪問が見込まれます。

また、ふれあい機能の確保に伴い、学校・幼稚園・保育園等の他、家族連れなどの訪問も期待されます。こうした利用者の利用機会を増やすため、ふれあい機能に係る施設部分についてのみ、土曜日や日曜日も開館するなど、動物愛護センターの開館日のあり方について検討を進めます。

さらに、動物取扱業等に係る研修等を動物愛護センターで開催することも検討します。

市の関係部署(区役所・夢見ヶ崎動物公園等)、獣医師会、動物病院、動物保護団体、さまざまな初等・中等・高等教育機関、ボランティア、一般市民との連携を一層深め、

それら関係者の柔軟な協働・交流のもとに、動物愛護・適正飼養を啓発・指導・研究する先端的な拠点となることを目指していきます。

(3) 施設整備の基本的な方向性

ア 市民が親しみやすい施設とすること

たくさんの人が自然に集まってきてくれるような、市民が気軽に訪れ、動物とふれあうとともに、動物について正しい知識を学習できる開放的な施設とし、動物行政に関わる「公用」施設から、ソフト面もハード面もともに充実した魅力的な「公共」施設への変貌を検討していきます。

そのため、動物愛護センターの開館日の検討とともに、ふれあい機能の動線と、手術室などの管理部門の動線を分離することを基本とします。

イ 周辺の生活環境と調和する、環境にやさしい施設とすること

収容する動物の臭いや鳴き声などに対する必要な対策を講じ、周辺の生活環境に調和し、環境にやさしい施設として整備します。

ウ 参加・協働による取組を推進する施設として整備すること

参加・協働による動物行政を推進していくため、市民がボランティア活動に関する知識や技術を学習したり、情報の交換や発信を行うなど、譲渡事業、ふれあい事業等のさまざまな場面で、市民の自主的な活動を総合的に支援する参加・協働の拠点として整備します。

ボランティアと行政職員との意見交換の場を設け、現場ならではの感覚を施策に反映させていき、相互の協働意識を芽生えさせ、ボランティアのモチベーションを維持したり、いろいろな動物愛護に関わる民間活動が行いやすいような基盤や制度を整えたりすることを検討していきます。

エ 市内の他の動物関係施設に対する先導的な施設として整備すること

本市は、動物取扱業者に対して指導を行っている立場であることを踏まえ、他施設に対する先導的な施設、市民にとっても職員にとっても川崎市内外に誇れるような施設として整備していきます。

オ 災害時等にも適切な対応ができる施設として整備すること

動物愛護センターは災害時の動物保護・救援のための拠点となる公共施設としての機能を担うことから、建物の耐震性はもちろんのこと、非常時の連絡手段の確保や太陽光発電などの再生可能エネルギー、非常用発電機や蓄電池の導入など、高度な防災機能の

整備について検討を進めるとともに、被災動物の収容・保護の必要性を考慮して、可能な限り広い空間の確保についても検討を進めてまいります。

また、感染症に罹患した動物と、健康な動物の動線が錯綜しないように配慮するなど、感染症の発生に対して適切な対応を行える施設として整備します。

2 動物愛護センターの主な機能

(1) 動物に係る情報発信の拠点

動物愛護センターは、多様な主体と連携・協働し、動物とのふれあい等を通じた教育活動やイベント等を通じた広報活動等に取り組むとともに、ボランティア等の育成を行う拠点としての役割を果たします。具体的には、飼い主の責務の徹底やマナーの向上を呼びかけるとともに、動物への理解を深めて正しい飼い方や動物への接し方が習得できるよう事業を推進します。

また、動物とのふれあいは、人の心にやすらぎを与え、ストレスを解消するなど、心身の健康に良い影響があると言われております。動物愛護センターでは、来所した子どもから高齢者まで、動物を飼っている人にも飼っていない人にも、動物とのふれあいや、動物を介して人と人とのコミュニケーションを深めるなど、動物と親しみ、遊び、くつろげる場を提供します。

子どもが動物とふれあい、その温かさを感じることは、命の大切さを実感し、やさしさやいたわりの心を育む効果があることから、動物愛護センターでは、小学校と連携を図り、動物とのふれあいの場の提供等を通して、動物への親しみを持ち、生命を大切にすることを養うなど、子どもたちの心身の健全な育成に努めます。

【機能・事業例】

- ・動物とのふれあいの場の提供
- ・動物に関する学習の場の提供
- ・動物介在教育（動物愛護教室）や飼育体験教室等の実施
- ・動物に係る情報の交換や発信の場の提供 など

(2) 動物の適正管理の拠点

動物の適正管理に関する教育・指導の実施とともに、引取り等を行った動物について、適正な保護スペースを確保し、譲渡までの保護及び譲渡推進のための拠点としての役割を果たします。

あわせて、狂犬病の危険性に関する知識や情報を発信するとともに、犬の登録や狂犬病予防注射の重要性について普及啓発を行います。

【機能・事業例】

- ・収容動物の返還・譲渡の推進

- ・犬のしつけ方教室や各種講習会の開催
- ・返還時における飼い主への指導
- ・不妊去勢手術やマイクロチップ装着の推進
- ・ペット動物や野生動物に関する情報の発信 など

(3) 動物由来感染症対策の拠点

動物由来感染症に関する情報の収集や関係機関と連携し調査・研究を行い、市民へ正しい知識を発信するとともに、高病原性鳥インフルエンザや狂犬病等の発生に対して迅速な対応を図り、動物由来感染症のまん延等を予防する拠点として役割を果たします。

【機能・事業例】

- ・動物由来感染症の調査・研究
- ・犬の狂犬病鑑定
- ・死亡野鳥の鳥インフルエンザ検査の実施
- ・動物由来感染症に関する正しい知識の普及啓発 など

(4) 災害時対応の拠点

災害時に必要となる資材の備蓄とともに、災害時には市内に確保する動物救護センター等を総括する拠点としての役割を果たします。

【機能・事業例】

- ・災害時の物資の備蓄機能
- ・被災動物の情報収集及び収容 など

(5) 多様な主体との協働による取組の拠点

獣医師会、動物病院、動物関連企業、動物愛護団体、ボランティア等の多様な主体の情報交換や活動支援の拠点としての役割を果たします。

【機能・事業例】

- ・多様な主体が協働するプラットフォームづくり
- ・ボランティアの活動支援
- ・ボランティア会議・勉強会の開催 など

3 立地の条件・施設規模

動物愛護センターは、次の条件を基本として用地等の検討を早急に進め、基本計画等の作成に取り組んでいきます。

- 建築基準法の用途に適合した畜舎が建設可能な地域であること。
- 市内における放浪犬の捕獲や負傷動物の保護に支障をきたさないこと。
- 動物愛護教育を行うこと、ボランティアの活動拠点となることなどから、公共交通機関の利用が可能な場所であること。
- 可能な限り公有地の活用を前提とし、用地の確保を検討すること。

また、現段階では、建設用地が確定していないことから、施設規模の決定は今後の課題となりますが、動物の収容スペースや、新たな付加機能を勘案すると施設の延床面積としては1,500㎡程度が目安と考えられます。加えて、広場や駐車場については、災害時の緊急対応が可能となる面積の確保について考慮しながら、検討していく必要があります。

4 多様な主体との連携

動物の愛護及び適正飼養の普及啓発のために、獣医師会、動物病院、動物関連企業、動物愛護団体、ボランティア等の多様な主体との協働のあり方について検討します。

(1) 獣医師会

獣医師会には、動物愛護センターの運営や各種普及啓発事業等における専門的知識・技術等の提供を受けるとともに、積極的な動物愛護及び適正飼養の普及啓発についての協力が期待されます。

(2) 動物病院

飼い主と身近な存在である動物病院には、感染症に対する正しい知識や繁殖制限や所有明示を始めとする動物愛護や適正飼養に関する普及啓発と指導を行うことが期待されます。

(3) 動物関連企業

飼い主に最も身近な存在である動物関連企業には、動物の正しい飼い方やしつけ、飼い主のマナーなどの動物愛護や適正飼養並びに高齢化する動物の介護福祉に関するノウハウの提供、技術支援、情報発信などが期待されます。

(4) ボランティア・動物愛護団体

ボランティアや動物愛護団体には、市の動物愛護管理施策への協力や独自事業の実施を通して、人と動物が共生する地域社会の実現を牽引していくことが期待されています。

(5) 夢見ヶ崎動物公園

夢見ヶ崎動物公園は、博物館類似施設として野生動物や人間を取り巻く環境について知り考える環境教育、種の保存や野生鳥獣の保護を担うとともに、動物愛護センターの運営にあたり、情報交換や技術面等での協力を得る必要があります。

(6) 区役所

区役所は区レベルの活動の拠点として重要な位置を占めており、各地域で実施される普及啓発活動の相互支援連携により動物愛護と適正な飼育のための情報の普及啓発を図ります。また、犬等の捕獲や負傷動物の保護については、動物愛護センターと連携し迅速に対応します。

さらに、動物に起因する生活環境被害等の相談に対応し、地域課題の解決のための支援を連携して実施する必要があります。

図表4-4-1 動物行政の拠点としての動物愛護センター



5 運営

動物愛護センターで行う事業には、市が直接実施すべき事業と民間への委託が可能な事業があります。しかし、これらの事業は互いに連動しており、完全に分離することは困難です。今後、動物愛護センターで実施する事業を具体的に構築していく中で、獣医師会などの団体とも協議しながら、市民団体等との連携・協働のあり方について検討を重ねていきます。

序章 近年の動物行政を取り巻く環境変化

少子高齢化や世帯人数の減少などの社会情勢の変化に伴い、家族の一員として動物を飼養する家庭が増加する一方で動物の遺棄や虐待、不適正な飼養管理に伴う近隣への迷惑行為など、さまざまな問題が発生しています。

1 動物愛護管理法の改正等

- (1) 平成23年政省令改正.....動物取扱業の規制強化
- (2) 平成24年法改正.....動物取扱業の適正化(第一種・第二種動物取扱業、犬猫等販売業の特例の創設) 逸走防止・終生飼養・繁殖に係る適正な措置の努力義務の追加、災害対策の強化等
- (3) 平成25年条例改正.....逸走防止・災害対策・飼い猫の屋内飼養等努力義務の追加、動物の引取りを拒否できる要件の追加等

2 災害対応

東日本大震災における被災動物等の課題...引取り犬や放浪犬等の収容場所、同行避難の可否、被災動物の保護 動物愛護団体等との連携・協働

3 感染症対策等

東南アジアにおける高病原性鳥インフルエンザの発生

第1章 川崎市の動物行政に係る法令の執行状況等と課題

動物行政に関する法令としては、「狂犬病予防法」、「動物愛護管理法」、「川崎市動物愛護管理条例」、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」等があり、生活衛生課・動物愛護センター・区役所が連携しつつ、適切な役割分担を行いながら、必要に応じて、動物愛護ボランティアや動物病院等の協力を得て、取組を進めています。

関係機関の主な役割

| | 健康福祉局 生活衛生課 | 動物愛護 センター | 区役所 |
|-------------|----------------|--------------|-----|
| 狂犬病 予防法 | 企画調整 | ○ | |
| | 畜犬原簿管理 | | ○ |
| | 鑑札済票交付 | | ○ |
| | 飼い主指導 | | ○ |
| | 普及啓発 | ○ | ○ |
| 動物愛護 管理法 | 企画調整 | ○ | ○ |
| | 犬の捕獲 | | ○ |
| | 動物の引取り、保護 | | ○ |
| | 動物の収容、返還、譲渡 | | ○ |
| | 動物に係る苦情相談 | | ○ |
| | 飼い主指導 | | ○ |
| | 動物取扱業の適正化 | | ○ |
| | 特定動物の適正管理 | ○ | ○ |
| 普及啓発 | ○ | ○ | |
| 鳥獣保 護法 | 企画調整 | ○ | ○ |
| | 鳥獣の捕獲・飼養の許可 | | ○ |
| | 移入有害鳥獣捕獲支援 | | ○ |
| | 鳥インフルエンザ検査 | | ○ |
| | 普及啓発 | ○ | ○ |

法令ごとの状況と課題

| |
|--|
| <p><狂犬病予防法> ○犬の登録頭数の増加と狂犬病予防注射率の低下 ・登録・注射の義務等の普及啓発</p> |
| <p><動物愛護管理法と動物愛護管理条例> ○動物愛護に関する普及啓発 ・動物愛護フェア・しつけ教室等の開催 ○動物の適正飼養に関する普及啓発 ●動物の殺処分がなくなることを目指した取組 ・終生飼養の徹底・不妊去勢手術の指導 ●負傷動物の収容削減に向けた取組 ・動物の逸走防止・猫の屋内飼養指導 ●放浪犬の捕獲・収容 ・飼い主に対する係留義務の周知 ●動物に関する苦情相談と指導 ・社会的責任・近隣への配慮等及び適正飼養の啓発 ○動物愛護団体と連携した収容動物の殺処分削減に向けた取組 ・動物愛護団体及びボランティア等との協働 ○動物取扱業及び特定動物の規制 ・定期的な立入検査・研修の開催</p> |
| <p><鳥獣保護法等> ○野生動物による生活環境被害 ・市民に対する助言や正しい知識の普及啓発 ○高病原性鳥インフルエンザ対応 ・県及び関係機関と連携した発生時対応の構築</p> |
| <p><災害への備え> ○動物救援本部・動物救護センターの設置準備 ○物資(ペットフードやケージ等)の備蓄</p> |

第2章 動物愛護センターの現状と課題

1 動物愛護センターの状況

- ・動物愛護センターは、中原区との区境に近い、高津区蟹ヶ谷に位置し、用途地域は、第一種中高層住居専用地域であり、建築基準法上の畜舎に該当することから、同法に基づく建物の用途規制により現地建替えには様々な課題があります。
- ・殺処分数を削減し譲渡を推進しているため、保管頭数が増加し、収容スペースが不足している状況です。
- ・放浪犬の捕獲や負傷動物等の保護を行っているため管轄区域は、全市に及んでいます。

【動物愛護センターの所在地等】

| | | | |
|------|-------------|------|----------------|
| 所在地 | 高津区蟹ヶ谷119番地 | 竣工年 | 昭和49年4月(39年経過) |
| 建築構造 | 鉄筋コンクリート2階建 | | |
| 台帳地積 | 1,282.64㎡ | | |
| 建築面積 | 316.88㎡ | 延床面積 | 609.33㎡ |

2 市民の動物愛護センターへの要望事項

(「平成24年度第1回 かわさき市民アンケート」から)

「野良猫等の不妊去勢手術の実施」(36.1%)や、「飼い主のいない動物の譲渡」(34.5%)がおおよそ35%と高い割合であるほか、「災害時に動物救護センターを設けて動物の保護収容」(29.8%)、「犬・猫のしつけ方教室」(28.9%)が3割弱となっています。

不妊去勢手術や譲渡など、動物の適正管理を行うこととあわせ、災害時の対応や動物による迷惑の防止など、飼い主への普及啓発が求められています。

3 動物愛護センターの課題と再編整備の必要性

動物愛護センターは、本市の抱える様々な動物行政の課題に対応していく必要がありますが、次の理由から困難となっており、対応が可能となるよう、新たな動物愛護センターの用地等の検討を早急に進め、再編整備に向けた取組を推進していく必要があります。

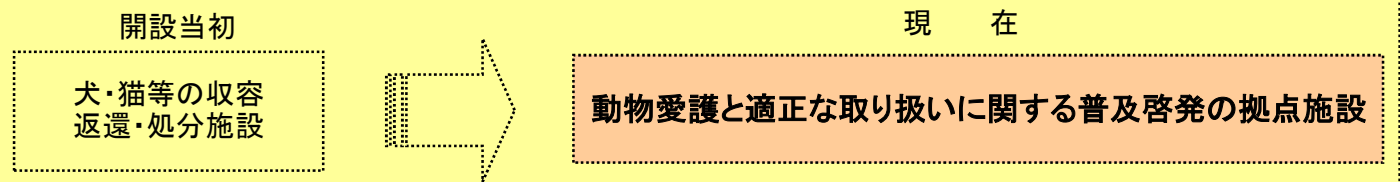
(1) 施設の狭あい化

- ・収容動物の殺処分数の減少を図るため、動物の譲渡を推進しており、施設に保管する動物数が増加傾向にあります。動物を適切に飼養管理しておくスペースが確保できない状況にあります。
- ・感染症の拡大を防ぐための検疫室や隔離室がなく、収容動物やふれあい動物に感染が拡大するリスクもあります。
- ・動物とのふれあいのスペースや、研修・市民団体の活動のスペースも確保できていません。

(2) 施設の老朽化

- ・建設から39年が経過し、老朽化が顕著となっています。また、設備等の故障や破損により適切な環境で動物を収容することが困難となっています。
- ・動物に係る治療や手術を行う診療設備が老朽化しているため十分な医療を実施することが難しい状況にあります。

<動物愛護センターに求められる機能>



動物愛護センターに求められる機能は、「犬猫等の収容・返還・処分施設」から「動物愛護と適正な取り扱いに関する普及啓発の拠点施設」へと変化してきましたが、建物設備の老朽化・狭あい化等により、十分にその役割を發揮しがたい状況となっています。

また、動物愛護に対する市民意識の高まりの中、動物愛護の普及啓発の一層の推進とあわせ、収容された動物の良好な環境を確保することが求められています。

第3章 今後の動物行政の方向性と動物愛護センター

当初は、動物から人間への危害の防止に重点を置いた動物行政が展開されてきましたが、環境変化等に応じて、動物愛護の気風の高揚や、動物による迷惑防止など、動物の飼い主への普及啓発などが重要となってきました。あわせて、動物を飼養していない市民についても、動物の習性、生態や動物由来感染症に係る情報発信を積極的に行うことが求められるようになってきています。こうした状況を踏まえ、今後の動物行政は下に示したような方向性で進め、動物愛護センターは多様な主体(市民・企業・ボランティアなど)と連携・協働しながら、動物行政に係る具体的な取組を実践する拠点として再編していきます。

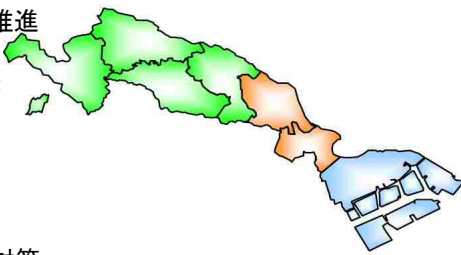
動物の適正管理とともに、動物愛護の普及啓発を図り、人と動物が共生する地域社会の実現をめざす

【今後の動物行政の視点】

- ① 動物に係る多様な主体との連携・協働による取組の推進
- ② 飼い主等への終生飼養の推進と行政によるサポートの充実
- ③ 動物に係る危機管理対策の推進

I 動物愛護の普及啓発の推進

- (1) 教育現場等での普及啓発
- (2) ボランティア等の活動支援



III 動物由来感染症対策

- (1) 狂犬病予防対策
- (2) 高病原性鳥インフルエンザ対策

II 動物の適正管理の推進

- (1) 動物の適正飼養指導
- (2) 動物の収容・返還・譲渡
- (3) 遺棄・虐待の防止
- (4) 所有明示
- (5) 動物取扱業の適正化
- (6) 特定動物の適正管理
- (7) 野生動物に係る助言指導

IV 災害対策の推進

- (1) 災害時の動物救護対策
- (2) 救護場所等の確保
- (3) 備蓄物品の確保
- (4) 飼い主への普及啓発

【動物愛護センター】

多様な主体(市民・企業・ボランティアなど)と連携・協働しながら具体的な取組を実践する拠点として再編

1 今後の動物行政の視点

① 動物に係る多様な主体との連携・協働による取組の推進

- 動物愛護団体やボランティア等との連携による譲渡推進
- (公社)川崎市獣医師会への動物関係業務の一部委託
- 災害時における関係団体との協力体制の整備

② 飼い主等への終生飼養の推進と行政によるサポートの充実

- H24動物愛護管理法改正に即した終生飼養の指導による動物の引取り件数等の削減
- やむを得ない場合に動物の引取りを行った場合の譲渡促進

③ 動物に係る危機管理対策の推進

- 高病原性鳥インフルエンザなど、新たな動物由来感染症への対応
- 災害発生時への対策の推進

2 今後の動物行政の方向性と取組

I 動物愛護の普及啓発の推進

(1) 学校・地域・家庭等での普及啓発

- 動物とのふれあいや動物愛護教室等の実施による道徳観や精神的、人格的な成長を促す活動の推進

(2) ボランティア等の活動支援

- 市役所業務の補完・活動の推奨・情報提供や活動拠点の提供など
- 講習会の開催等による市民ボランティア等の育成

II 動物の適正管理の推進

(1) 動物の適正飼養指導

- 講習会や犬のしつけ教室等の開催・動物の譲渡前講習会と、譲渡時講習会の実施
- 「川崎市ねこの適正飼養ガイドライン」の普及啓発
- 不妊去勢手術の推進

(2) 動物の収容・返還・譲渡

- 収容動物・譲渡動物の公開
- 動物愛護団体やボランティア等と連携した譲渡の取組

(3) 遺棄・虐待の防止

- 不妊去勢手術の推進や安易な飼養の抑制等による終生飼養の徹底
- 警察等関係機関との連携

(4) 所有明示

- 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び鑑札装着の徹底
- マイクロチップ装着等の所有明示措置の推進

(5) 動物取扱業の適正化

- 動物取扱業者に係るトラブルや苦情件数の減少を目指し、監視・指導や研修の実施
- 動物の適正飼養や遺棄の防止の観点から動物取扱業者による販売時の事前説明の徹底

(6) 特定動物の適正管理

- 飼養保管許可の取得、施設基準の遵守、逸走防止措置、所有明示措置等の法令順守を指導

(7) 野生動物に係る助言指導

- 市内に生息する野生動物の生態・習性を普及啓発
- 野生動物に起因する生活環境被害防止に関する助言

III 動物由来感染症対策

(1) 狂犬病予防対策

- 平常時・正しい知識の普及啓発、予防注射や鑑札・注射済票の装着の指導
- 発生時・関係機関と協力し迅速かつ的確な対応

(2) 高病原性鳥インフルエンザ対策

- 平常時・情報収集、死亡野鳥の鳥インフルエンザ検査
- 発生時・関係機関と協力し迅速かつ的確な対応

IV 災害対策の推進

(1) 災害時の動物救護対策

- 関係団体やボランティア等と連携して、負傷動物の保護や飼い主不明の動物の保護などの動物救護活動が行える体制の整備

(2) 救護場所等の確保

- 多くの被災動物等を収容するため複数の動物救護センターが必要

(3) 備蓄物品の確保

- 被災動物等の収容に係るケージやペットフードの備蓄

(4) 飼い主への情報発信

- 避難場所の確認・動物の非常食の備蓄・同行避難の際の管理方法・必要なしつけ・不妊去勢手術等
- 災害に対し普段から備えておくべき事項、緊急時にとるべき措置等についての情報発信

第4章 動物愛護センターの再編整備のあり方

今後の動物行政の方向性を踏まえ、動物愛護センターについては、多様な主体と連携・協働しながら、具体的な取組を実践する拠点となるよう再編整備を進めます。

【動物愛護センターの再編整備の考え方】

多様な主体と、連携・協働しながら、具体的な取組を実践する拠点として再編

【再編整備の基本的な方向性】

- ① 市民が親しみやすい施設とすること
- ② 周辺の生活環境と調和する、環境にやさしい施設とすること
- ③ 参加・協働による取組を推進する施設として整備すること
- ④ 市内の他の動物関係施設に対する先導的な施設として整備すること
- ⑤ 災害時等にも適切な対応ができる施設として整備すること



【主な機能と事業】

I 動物に係る情報発信の拠点

- ・動物とのふれあいの場の提供
- ・動物に関する学習の場の提供
- ・動物介在教育(動物愛護教室)や飼育体験教室等の実施
- ・動物に係る情報の交換や発信の場の提供

II 動物の適正管理の拠点

- ・収容動物の返還・譲渡の推進
- ・犬のしつけ教室や各種講習会の開催
- ・返還時における飼い主への指導
- ・不妊去勢手術やマイクロチップの装着の推進

III 動物由来感染症対策の拠点

- ・動物由来感染症の調査・研究
- ・犬の狂犬病鑑定
- ・死亡野鳥の鳥インフルエンザ検査の実施

IV 災害時対応の拠点

- ・災害時の物資の備蓄機能
- ・被災動物の情報収集及び収容など

V 多様な主体との協働による取組の拠点

- ・多様な主体が協働するプラットフォームづくり
- ・ボランティアの活動支援

連携・協働

獣医師会 動物病院 動物関連企業 区役所 動物愛護団体 ボランティア

<多様な主体との協働>

- 動物の愛護及び適正飼養の普及啓発のために、獣医師会、動物病院、動物関連企業、動物愛護団体、ボランティア等の多様な主体との協働のあり方について検討します。
- 警察などの関係機関や他都市の動物愛護センターとの連携・協力をを行います。

1 動物愛護センターの目的等

(1)動物愛護センターの目的

動物の適正管理とともに、動物愛護の普及啓発を図り、人と動物が共生する地域社会の実現を図るため、多様な個人・団体等と連携・協働しながら、具体的な取組を実践する拠点として再編整備

(2)動物愛護センターの対象

- 取り扱う動物 犬・猫・小動物・野生動物等
- 利用対象者 動物の飼養者、動物取扱業関係者、動物愛護ボランティア、学校・幼稚園・保育園等の児童や園児
ふれあい動物への訪問者、高等教育機関の実習生 など

(3)施設整備の基本的な方向性

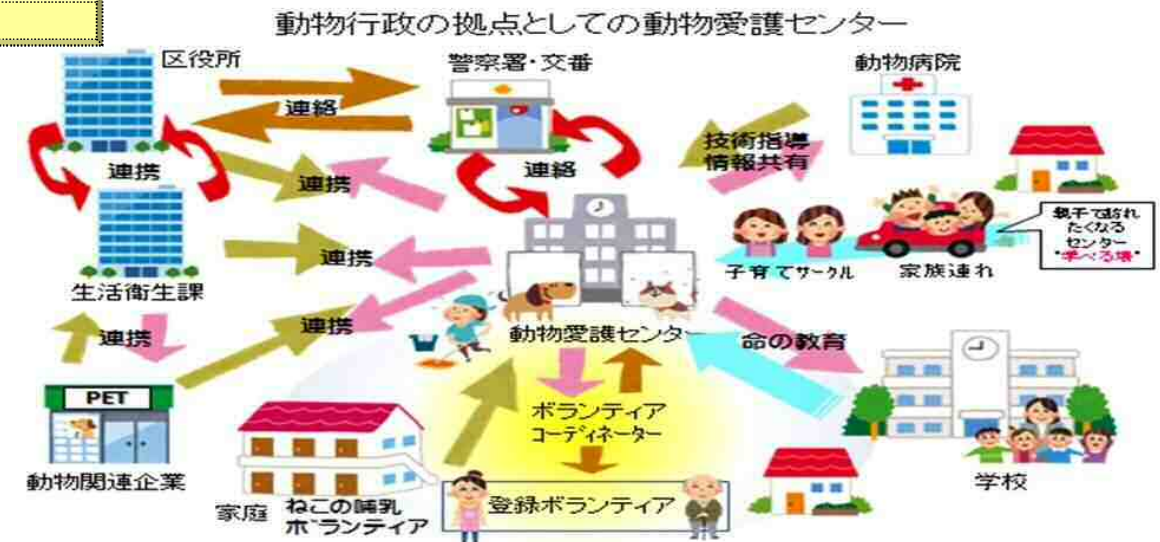
- ① 市民が親しみやすい施設とすること
市民が気軽に訪れ、動物とふれあうとともに、動物について正しい知識を学習できる開放的な施設
- ② 周辺の生活環境と調和する、環境にやさしい施設とすること
収容する動物の臭いや鳴き声などに対する必要な対策を講じ、周辺の生活環境に調和した施設
- ③ 参加・協働による取組を推進する施設として整備すること
市民がボランティア活動に関する知識や技術を学習したり、情報の交換や発信を行うなど、譲渡事業、ふれあい事業等さまざまな場面で、市民の自主的活動を総合的に支援する参加・協働の拠点
- ④ 市内の他の動物関係施設に対する先導的な施設として整備すること
一般の飼い主や動物取扱業者に対して指導を行っている立場であることを踏まえ、他施設に対する先導的な施設
- ⑤ 災害時等にも適切な対応ができる施設として整備すること
非常時の連絡手段の確保や太陽光発電などの再生可能エネルギーとともに、非常用発電機や、蓄電池の導入など非常時にも一定の対応が可能となる施設

2 立地の条件・施設規模

動物愛護センターは、次の条件を基本として用地等の検討を早急に進め、基本計画等の作成に取り組んでいきます。

- 建築基準法の用途に適合した畜舎が建設可能な地域であること。
- 市内における放浪犬の捕獲や負傷動物の保護に支障をきたさないこと。
- ふれあい機能を拡充するため、一定程度、公共交通機関の利用が可能な場所であること。
- 可能な限り公有地の活用を前提とし用地の確保を検討すること。

3 多様な主体との連携



川崎市における動物行政の方向性と動物愛護センターのあり方について

—市民の皆様から御意見を募集します—



少子高齢化や世帯人数の減少などの社会情勢の変化に伴い、家族の一員として動物を飼養する家庭が増加する一方で、動物の飼養を安易に考える人も増加しており、動物の遺棄や虐待などさまざまな問題が発生しています。

「動物の愛護及び管理に関する法律」の目的である「人と動物の共生する社会の実現」のためには、動物の適正管理の推進と動物愛護の普及啓発を図り、市民一人ひとりが動物への正しい知識や理解を深め、人と動物のより良い関係を作ることが大切です。

このような背景の中、このたび、本市が今後取り組むべき動物行政の基本的な方向性と、その中核施設である動物愛護センターのあり方について「川崎市における動物行政の方向性と動物愛護センターのあり方(案)」としてとりまとめましたので、皆様からの御意見を募集します。

1 募集期間

平成25年11月26日(火)～12月26日(木)

2 閲覧場所

川崎市役所第3庁舎4階(健康福祉局健康安全部生活衛生課)、川崎市役所第3庁舎2階(情報プラザ)、動物愛護センター、各区役所(市政資料コーナー)等

※ 川崎市のホームページ「意見公募」のページでも御覧いただけます。

3 意見の提出方法

郵送、持参、FAX、電子メールでお寄せください。

御意見には、必ず、「題名」「氏名(法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名)」及び「連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所)」を明記してください。

【郵送先・持参先】

健康福祉局健康安全部生活衛生課

〒210-8577 川崎区宮本町1番地

【FAX】

044-200-3927(生活衛生課FAX)

【電子メール】

川崎市ホームページの「意見公募」にアクセスし、手順に従って御提出ください。

4 意見の締め切り

平成25年12月26日(木)(郵送は、当日消印有効)

ただし、持参の場合には、12月26日(木)の17時15分までとします。

5 注意事項

お寄せいただいた御意見について、個別に回答はいたしません。御意見をまとめた上で川崎市の考え方と合わせてホームページ及び上記の資料閲覧場所にて公表します。

6 問い合わせ先

健康福祉局健康安全部生活衛生課

電話：044-200-2448 FAX：044-200-3927